



緑区キャラクター
「ミドリン」



緑福祉保健センター事業概要



令和7年度

横浜市緑区役所

目 次

| | | |
|-----|-------------|-------|
| I | 福祉保健センターの概要 | |
| 1 | 組織 | P. 1 |
| 2 | 業務内容 | P. 1 |
| 3 | 緑区の人口 | P. 2 |
| II | 福祉保健課 | |
| 1 | 運営企画係 | P. 6 |
| 2 | 事業企画担当 | P. 7 |
| 3 | 健康づくり係 | P. 12 |
| III | 生活衛生課 | |
| 1 | 食品衛生係 | P. 21 |
| 2 | 環境衛生係 | P. 26 |
| IV | 高齢・障害支援課 | |
| 1 | 高齢・障害運営係 | P. 31 |
| 2 | 高齢者支援担当 | P. 34 |
| 3 | 介護保険担当 | P. 41 |
| 4 | 障害者支援担当 | P. 42 |
| V | こども家庭支援課 | |
| 1 | こども家庭係 | P. 46 |
| 2 | こどもの権利擁護担当 | P. 59 |
| 3 | 保育担当 | P. 60 |
| 4 | 学校連携・こども担当 | P. 65 |
| VI | 生活支援課 | P. 67 |
| VII | 保険年金課 | |
| 1 | 国民年金係 | P. 71 |
| 2 | 保険係 | P. 72 |

I 福祉保健センターの概要

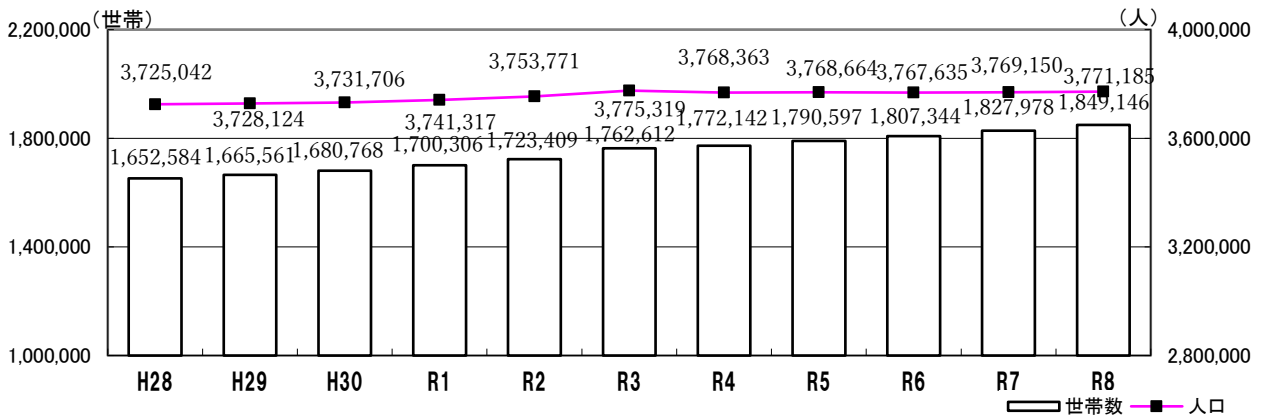
【R8.4.1】

1 組織及び業務内容

| 課 | 係 | 主な業務内容 |
|----------|------------|--|
| 福祉保健課 | 運営企画係 | 民生委員・児童委員／災害見舞金・弔慰金／いわゆる「ごみ屋敷」対策 |
| | 事業企画担当 | みどりのわ・ささえ愛プランの推進／地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点の管理運営／福祉保健に係る事業の企画調整 |
| | 健康づくり係 | 健康増進・健康教育／結核・感染症対策／予防接種／がん検診／生活習慣病予防／食と生活の健康相談／栄養改善／歯科相談／保健活動推進員／ヘルスマイト |
| 生活衛生課 | 食品衛生係 | 食品関係施設の営業許可・届出／食品衛生の相談／医療施設・薬局等の申請・届出／医療従事者・栄養士・調理師免許申請等 |
| | 環境衛生係 | 理美容・クリーニング・旅館・プール等の営業関係／受水槽の届出／衛生害虫等の駆除相談／犬の登録／犬・猫の飼育相談等 |
| 高齢・障害支援課 | 高齢・障害運営係 | 敬老特別乗車証・特別乗車券の交付／濱ともカード／有料道路割引（障害者）／老人クラブ助成／指定難病医療費助成 |
| | 高齢者支援担当 | 要介護高齢者サービス／介護予防・機能訓練／訪問指導／地域包括ケアシステムの構築・推進 |
| | 介護保険担当 | 介護保険の認定／居宅介護支援事業者等への支援／介護保険ケアマネジャー代行申請受付 |
| | 障害者支援担当 | 障害者支援／精神保健福祉／難病患者支援 |
| こども家庭支援課 | こども家庭係 | 歯科保健／手当関係／医療給付事務／特別乗車券等に関する事務／子育て支援事業 |
| | こども家庭支援担当 | 母子保健／乳幼児健康診査／子育て支援／障害児福祉／ひとり親家庭支援／こども家庭相談 |
| | 保育担当 | 保育所等利用申請に関する事務／待機児童対策／保育・教育施設に関する運営指導・監査・立入調査 |
| | 学校連携・こども担当 | 放課後児童健全育成に関する事業／学校との連携に関する事業／保育所地域子育て支援事業 |
| | こどもの権利擁護担当 | 女性の福祉に関する事業／児童虐待防止対策 |
| 生活支援課 | 事務係 | 戦没者遺族援護／JR定期券割引（生活保護世帯） |
| | 生活支援係 | 生活保護の相談・申請受付／自立相談支援／生活困窮者自立支援 |
| 保険年金課 | 国民年金係 | 国民年金の手続・相談／老齢福祉年金の諸届 |
| | 保険係 | 国民健康保険・介護保険の加入喪失等の手続、保険料の納付・相談、収納等、医療費助成（小児、重度障害、ひとり親家庭等）、国民健康保険・介護保険の給付申請、後期高齢者医療制度 |

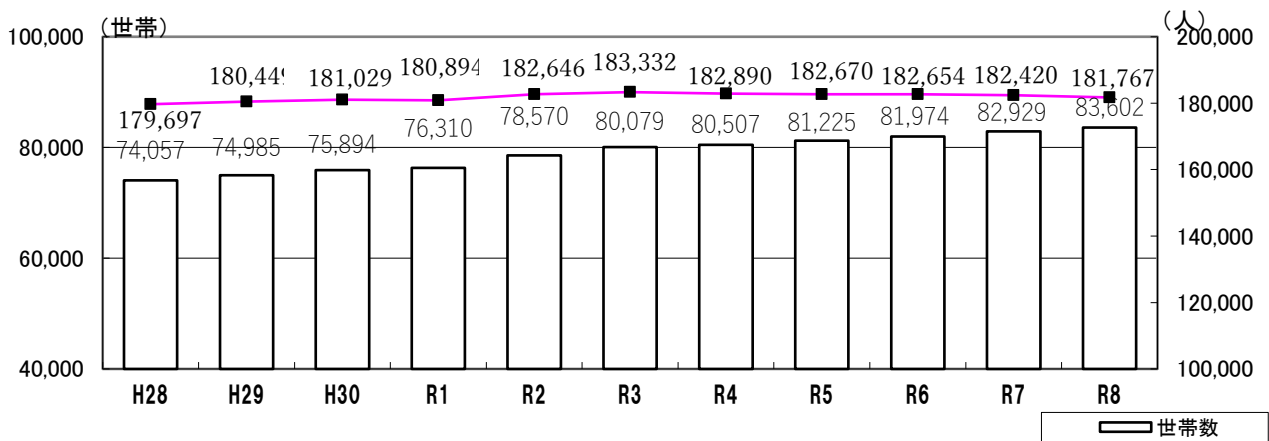
2 緑区の人口

(1) 横浜市の人口の推移



<出所> 「横浜市人口ニュース」(各年4月1日現在): 国勢調査を基に、出生・死亡・転出入などを加減した人口です。

(2) 緑区の人口の推移



<出所> 「横浜市人口ニュース」(各年4月1日現在)

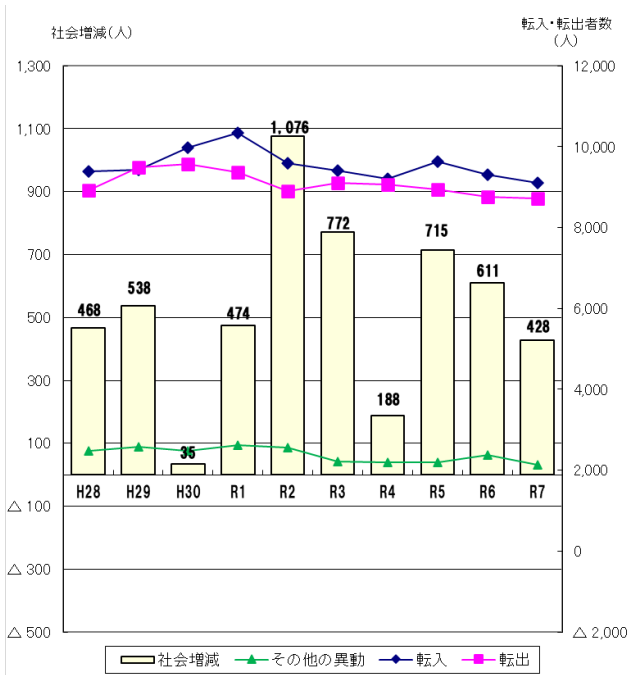
(3) 緑区の人口の増減の推移

ア 社会増・自然増の推移

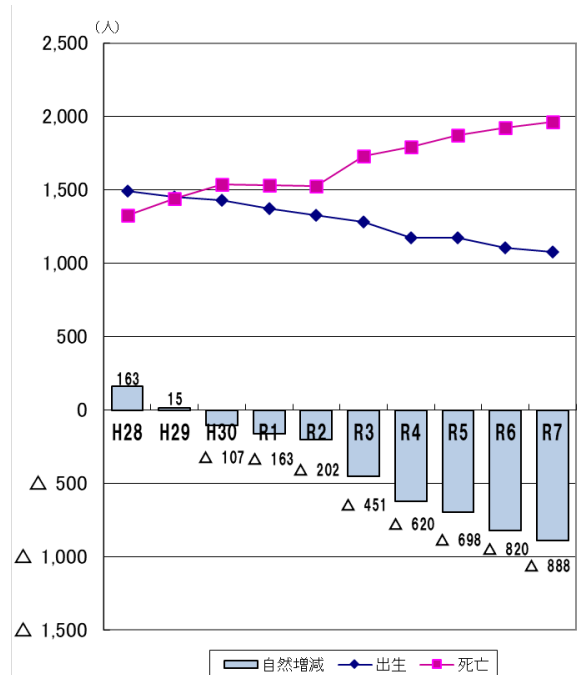
| 年 | 社会異動 | | | | 自然異動 | | | 人口増減 | 人口増減率 | | |
|-----|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| | 転入 | 転出 | その他 | 社会増減 | 出生 | 死亡 | 自然増減 | | 社会増減 | 自然増減 | 人口増減 |
| H27 | 10,127 | 9,612 | △ 47 | 626 | 1,576 | 1,253 | 323 | 949 | 0 | 2 | 0 |
| H28 | 9,396 | 8,934 | 76 | 468 | 1,493 | 1,330 | 163 | 631 | 0 | 1 | 0 |
| H29 | 9,433 | 9,488 | 90 | 538 | 1,455 | 1,440 | 15 | 553 | 0 | 0 | 0 |
| H30 | 9,980 | 9,582 | 76 | 35 | 1,432 | 1,539 | △ 107 | △ 72 | 0 | △ 1 | 0 |
| R1 | 10,348 | 9,367 | 95 | 474 | 1,371 | 1,534 | △ 163 | 311 | 1 | △ 1 | 1 |
| R2 | 9,584 | 8,898 | 86 | 1,076 | 1,326 | 1,528 | △ 202 | 874 | 0 | △ 1 | 0 |
| R3 | 9,405 | 9,103 | 43 | 772 | 1,283 | 1,734 | △ 451 | 321 | 0 | △ 2 | △ 2 |
| R4 | 9,209 | 9,060 | 39 | 188 | 1,174 | 1,794 | △ 620 | △ 432 | 0 | △ 3 | △ 3 |
| R5 | 9,625 | 8,949 | 39 | 715 | 1,175 | 1,873 | △ 698 | 17 | 0 | △ 4 | △ 3 |
| R6 | 9,307 | 8,758 | 62 | 611 | 1,104 | 1,924 | △ 820 | △ 209 | 0 | △ 4 | △ 4 |
| R7 | 9,111 | 8,714 | 31 | 428 | 1,077 | 1,965 | △ 888 | △ 460 | 0 | △ 4 | △ 4 |

<出所> 「横浜市人口」(各年中)より算出

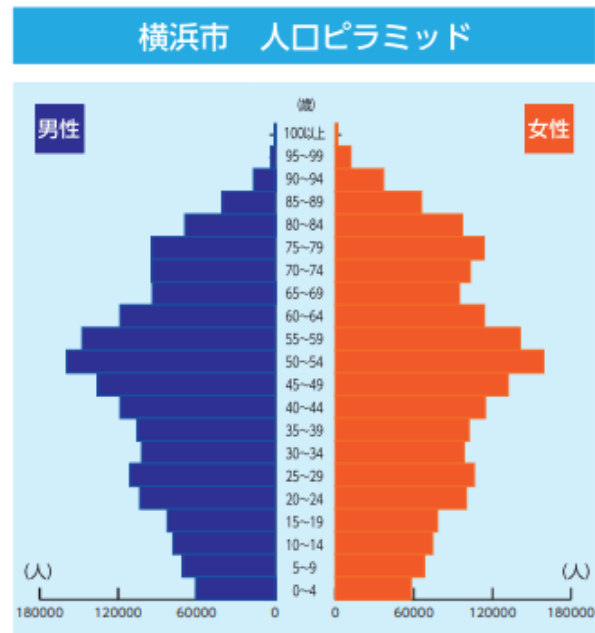
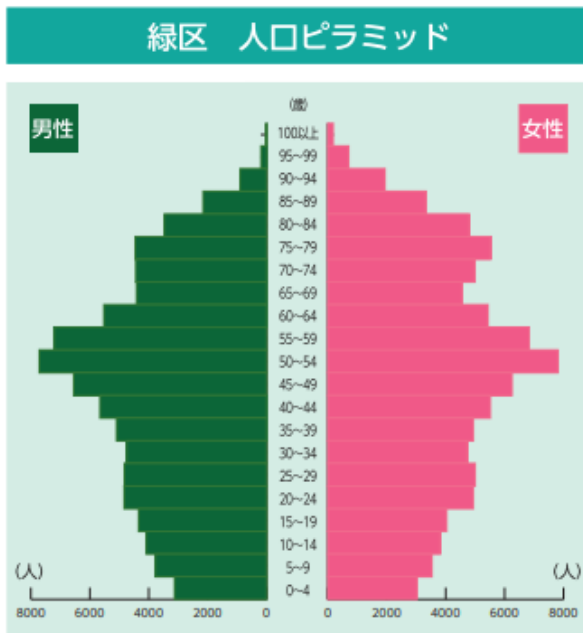
イ 転入・転出者の推移（社会増減）



ウ 出生・死亡者数の推移（自然増減）



(4) 緑区の人口ピラミッド



資料：「横浜市統計書第2章第5表」
(令和7年1月1日現在)

(5) 地区別の年齢・階層別人口、高齢化率

(単位：人、%)

| 地区 | ～14歳 | 15～64歳 | 65歳～ | 総数 | 高齢化率 |
|-----------|--------|---------|--------|---------|-------|
| 緑区 | 21,031 | 114,444 | 45,454 | 180,929 | 25.12 |
| 東本郷 | 1,281 | 7,220 | 3,684 | 12,185 | 30.23 |
| 鴨居 | 1,786 | 9,988 | 4,015 | 15,789 | 25.43 |
| 竹山 | 383 | 2,945 | 2,903 | 6,231 | 46.59 |
| 白山 | 1,354 | 7,022 | 2,763 | 11,139 | 24.80 |
| 新治中部 | 3,665 | 22,000 | 7,555 | 33,220 | 22.74 |
| 三保 | 2,008 | 9,582 | 3,560 | 15,150 | 23.50 |
| 山下 | 1,968 | 10,245 | 4,383 | 16,596 | 26.41 |
| 新治西部 | 1,244 | 8,092 | 2,482 | 11,818 | 21.00 |
| 十日市場ヒルタウン | 983 | 3,709 | 2,406 | 7,098 | 33.90 |
| 霧が丘 | 1,490 | 6,614 | 3,438 | 11,542 | 29.79 |
| 長津田 | 4,869 | 27,027 | 8,265 | 40,161 | 20.58 |

<出所>住民基本台帳（横浜市：2025年9月末時点）より算出

II 福祉保健課

1 運営企画係

(1) 福祉保健団体に関する事務

民生委員・児童委員に関する委嘱事務等を行います。

民生委員・児童委員は、自治会の推薦で選出され、市の民生委員推薦会等の審議を経て、厚生労働大臣及び横浜市長から委嘱を受ける非常勤特別職の地方公務員で、ボランティアで活動し、任期は3年です（令和7年12月1日 一斉改選）。委員の中には、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。

活動の基本は、それぞれ担当する区域で、地域の身近な相談相手として、介護や子育てなど福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービスの情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」を担っています。

ア 民生委員・児童委員の設置状況

(令和8年3月31日現在)

<参考>横浜市(令和8年3月31日現在)

| | 男 | 女 | 欠員 | 計 | 1人当たり平均 担当世帯数 | 定員総数 | 1人当たり平均 担当世帯数 |
|-----------|----|-----|----|-----|------------------|-------|------------------|
| 民生委員・児童委員 | 33 | 154 | 17 | 204 | 400 | 4,226 | 427 |
| 主任児童委員 | 0 | 19 | 4 | 23 | | 530 | |
| 計 | 33 | 173 | 21 | 227 | | 4,756 | |

イ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動 (令和7年度実績)

(ア) 各種相談、支援

<内容別>

| 項目 | 件数 |
|-------------|---------------|
| 在宅福祉 | 154 (0) |
| 日常的な支援 | 1,038 (0) |
| 子育て・母子保健 | 265 (195) |
| 子どもの地域生活 | 206 (62) |
| 子どもの教育・学校生活 | 142 (75) |
| 健康・保健医療 | 160 (4) |
| 介護保険 | 138 (0) |
| 家族関係 | 54 (2) |
| 生活環境 | 90 (0) |
| 生活費 | 21 (0) |
| 年金・保険 | 2 (0) |
| 仕事 | 3 (0) |
| 住居 | 23 (0) |
| その他 | 911 (0) |
| 計 | 3,207 (338) |

<分野別>

| 項目 | 件数 |
|-----------|---------------|
| 高齢者に関すること | 2,105 (0) |
| 子どもに関すること | 626 (335) |
| 障害者に関すること | 117 (0) |
| その他 | 359 (3) |
| 計 | 3,207 (338) |

※カッコ内は、主任児童委員の活動件数で内数

(イ) 個別業務内容

| 項目 | | 件数 |
|----------------|----------|------------------|
| 委員活動日数 | | 24,626 (2,365) |
| 訪問回数 | 訪問・連絡活動 | 12,232 (382) |
| | その他 | 5,560 (116) |
| 連絡調整回数 | 委員相互 | 12,798 (959) |
| | その他の関係機関 | 5,295 (591) |
| 地域福祉活動・自主活動 | | 6,777 (850) |
| 諸会合・行事への参加 | | 4,861 (861) |
| 民児協運営・研修 | | 5,522 (564) |
| 調査・実態把握 | | 1,664 (16) |
| 要保護児童の発見の通告・仲介 | | 19 (14) |
| 証明事務 | | 99 (0) |

※カッコ内は、主任児童委員の活動件数で内数

(ウ) ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、地域包括支援センターとも連携しながら、地域での実態把握や日常的な見守り活動を行いました。

(エ) 各種研修会への参加

(オ) 街頭募金活動への協力

(カ) 年末たすけあい募金配分事業への協力

(キ) 関係行政機関(福祉保健センター、児童相談所等)の業務に対する協力

(2) 災害見舞金・弔慰金

被災者又はその遺族に対し、見舞金・弔慰金を交付しました。

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 災害見舞金・弔慰金交付実績件数 | 6件 | 2件 | 2件 |

2 事業企画担当

(1) 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

緑区社会福祉協議会、地域ケアプラザ・地域包括支援センターと協働して、計画期間（令和3年度～令和7年度）の5年目として、計画推進に取り組みました。

<計画の根拠>

地域福祉保健計画は、社会福祉法第107条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）であり、市民、事業者、行政が協働して策定・推進する計画です。

横浜市では、地区別計画、区計画及び市計画を合わせて、同条による市町村地域福祉計画と位置づけています。また、地域にわかりやすい計画となるように、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と策定のプロセスを共有し、整合性をとりながら、一体的に策定しています。

ア みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会

学識経験者、地域の福祉保健活動団体の代表者等の委員で構成する「みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会」を2回開催し、第4期区計画の推進等について、各委員から意見をいただきました。

イ 地区別計画推進策定委員会の開催

平成23年度から、地区別計画に掲げられた目標の実現を目指して、各地区の「地区別計画推進策定委員会」が開催されています。委員は、地区連合自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、地域の活動団体の代表者などが務め、地区の実情に合わせて委員会を組織しています。各地区2回以上開催しました。

ウ 地区別計画推進策定委員会連絡会の開催

地区別計画推進策定委員会の委員長、地区支援チームの職員等が参加する「地区別計画推進策定委員会連絡会」を書面で開催しました。各地区別計画推進策定委員会の開催状況や第5期計画策定スケジュールについて確認しました。

エ 地区支援チームによる地区支援の取組

「地区支援チーム」は、地域住民が主体となって地域での活動に取り組むことができるよう、地域住民の支援を行うことを目的として、平成21年11月から設置しています。

地区支援チームのメンバーは、各地区を担当する緑区役所、緑区社会福祉協議会、地域ケアプラザの職員から構成されています。

各チームでは、地区別計画の推進・策定を行う11地区を支援するため、地区支援チーム会議やチームリーダー会議、メーリングリストによる情報交換等（随時）により、情報の分析、課題抽出、地域の状況に合わせた取組の提案等を行っています。

オ 地区別計画推進事業の実施

地域の課題解決に向けた活動等を支援しました。

カ 区民に向けた事業報告及び講演会の開催

各地区や関係機関等の取組内容については、「みどりのわ・ささえ愛プラン令和6年度推進状況報告書」に掲載して広く周知しました。

また、「みどりのわ・ささえ愛プラン」講演会を次のとおり開催しました。

開催日：令和8年3月3日（火）

テーマ：「新しい“ささえ愛プラン”とともに」

講師：村井 祐一氏（田園調布学園大学副学長）

(2) 地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点の管理・運営について

ア 地域ケアプラザ

地域ケアプラザは、市民の誰もが住み慣れた地域において健康で安心して暮らせるよう、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設です。

地域ケアプラザの管理・運営については、指定管理者が行っています。

| 施設名 | 所在地 | 指定管理者 |
|-------------|-------------|--------------------|
| 東本郷地域ケアプラザ | 東本郷 5-5-6 | 社会福祉法人 横浜 YMCA 福祉会 |
| 鴨居地域ケアプラザ | 鴨居 5-29-8 | 社会福祉法人 清光会 |
| 中山地域ケアプラザ | 中山二丁目 1-1 | 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会 |
| 十日市場地域ケアプラザ | 十日市場町 825-1 | 社会福祉法人 神奈川県匡済会 |
| 霧が丘地域ケアプラザ | 霧が丘 3-23 | 社会福祉法人 奉優会 |
| 長津田地域ケアプラザ | 長津田 2-11-2 | 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 |
| 山下地域ケアプラザ | 北八朔町 218-13 | 社会福祉法人 ふじ寿か会 |



<地域ケアプラザと地域包括支援センター>

地域包括支援センターは、介護保険法に定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。横浜市では、地域ケアプラザ及び市が指定する特別養護老人ホームに、機能の一つとして地域包括支援センターを設置しています。

<地域ケアプラザの実施事業>

○地域活動・交流事業

地域住民の福祉・保健活動等の支援及びこれらの活動・交流の場の提供を行います。高齢・障害・子育て等、地域で必要となっているニーズを基に自主事業（ボランティア講座、健康教室、介護教室等各種講座の開催）を実施します。また、地域福祉保健計画（地区別）の推進、日常生活圏域における支えあいを推進するためのネットワークづくりを実施します。

○生活支援体制整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの実現のため、多様な主体が連携・協力し、高齢者の生活支援や介護予防、社会参加が充実した地域づくり（体制整備）を進めます。

○相談調整等（地域包括支援センターを含む。）

地域との連携により高齢者や子育て、障害者の福祉・保健等に関する相談を総合的に受け付けるとともに、情報提供、福祉サービスの調整、一般行政サービスの申請代行、介護保険に関する苦情相談受付などを行います。また、特に地域包括支援センターに関しては、次のような事業を担っています。

- ・総合相談支援事業（虐待対応及び権利擁護事業を含む。）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・第一号介護予防支援事業

○一般介護予防事業

介護予防・体力づくり教室、講演会、健康教育等の介護予防に関する普及啓発を行う事業、介護予防に関する活動を行うボランティアの育成等の人材育成、並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業を行います。

○介護予防支援事業・居宅介護支援事業

指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者として、介護予防ケアプラン（要支援者向け）及びケアプラン（要介護者向け）作成、関係機関との連絡・調整、給付管理等を行います。

○通所系事業

介護保険指定介護サービス事業者として、在宅で援護を必要としている高齢者等に、入浴や食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練等を日帰りで受けていただく介護予防通所介護や通所介護を行います。

<令和7年度の主な実績>

| | 東本郷 | 鴨居 | 中山 | 十日市場 | 霧が丘 | 長津田 | 山下 | 計 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 施設利用件数 | 2,523 | 1,609 | 1,835 | 2,344 | 1,945 | 2,324 | 1,590 | 14,170 |
| 施設利用延べ人員 | 13,427 | 12,396 | 17,966 | 19,500 | 23,584 | 16,266 | 10,521 | 113,660 |
| 地域包括支援センター相談件数 | 324 | 4,539 | 2,478 | 2,737 | 1,541 | 3,662 | 1,124 | 16,405 |

(7) 地域ケアプラザ運営協議会

地域ケアプラザの円滑な運営及び地域ケアプラザ事業に地域のニーズ等が反映できるよう、福祉保健センター、地区連合自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区保健活動推進員会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉保健活動団体等からの代表者で構成される「地域ケアプラザ運営協議会」を各施設で開催しました。

(イ) 緑区地域ケアプラザ所長会

地域ケアプラザ、区社会福祉協議会の代表と福祉保健センターで構成される「緑区地域ケアプラザ所長会」を開催し、地域ケアプラザと行政機関との連携、緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進状況の共有、地域ニーズ等の各種情報の収集・提供等を行いました。

イ 福祉保健活動拠点

市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に向け設置された施設で、自主的な福祉保健活動を行っている団体への活動の場の提供、福祉・保健活動の担い手であるボランティアの育成・支援等を行います。

福祉保健活動拠点の管理・運営については、指定管理者が行っています。

| 施設名 | 所在地 | 指定管理者 |
|------------|-----------|---------------------|
| 緑区福祉保健活動拠点 | 中山二丁目 1-1 | 社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会 |

<令和7年度の主な実績>

貸し部屋延べ利用件数（延べ利用人数：15,831人）

| 団体交流室 | 多目的研修室 | 点字制作室 | 録音室 | 対面朗読室・編集室 |
|-------|--------|-------|------|-----------|
| 537件 | 680件 | 14件 | 120件 | 295件 |

(3) 実習生教育

医療や福祉保健の分野で学ぶ学生の地域実習を受け入れています。福祉保健センターにおける公衆衛生活動・社会福祉事業の見学や、実際に参加するなどの体験を通して、各職種の業務内容及び公衆衛生・社会福祉の概要について学習する場を提供し、指導を行っています。

<職種別参加実績>

| 保健師 | 助産師 | 看護師 | 管理栄養士 | 社会福祉士 | 合計 |
|-----|-----|-----|-------|-------|-----|
| 5人 | 4人 | 3人 | 12人 | 2人 | 26人 |

(4) 緑区の災害時応急医療救護体制について

災害医療連絡会の開催をはじめとする関係機関との連携体制の構築、連絡手段の確認などを行いました。

ア 緑区災害医療連絡会議の開催

緑区防災計画に基づき、医療関係団体、行政等の関係者が平時から災害時医療等に関する意見交換や情報共有を図り、適切な災害時医療等の体制を構築することを目的として開催しました。

開催日 令和8年2月26日

出席者数 19人（事務局含む）

イ 緑区医療救護隊参集・活動訓練の実施

災害発生時に、医療関係機関、区役所等が、それぞれの役割に沿って円滑に連携・協力し、迅速な医療救護活動を行うことができるよう、地域防災拠点において緑区医療救護隊参集・活動訓練として、医療救護隊の活動場所となる保健室と応急手当用品の確認のほか、模擬診療訓練を行いました。

開催日 令和8年1月18日

出席者 26人（事務局含む）

ウ 緑区医療救護隊向け外部講師による研修会

緑区周辺の災害拠点病院の医師を講師として招へいし、災害時医療に関する知識等を習得することを目的とした研修会を実施しました。

開催日 令和8年1月18日

出席者 38人（事務局含む）

エ 緑区医療救護隊向け参集場所の見学

緑区医療救護隊のメンバーが集まり、震度6弱以上の地震が発生した場合の医療救護隊の参集場所と医療救護隊資器材の確認を行いました。

開催日 令和8年1月18日

出席者 38人（事務局含む）

オ 災害時医療のぼり旗掲出訓練

緑区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員で協力が得られる病院、診療所、歯科医院、薬局で、「診療中」や「開局中」ののぼり旗を掲出しました。

（緑区のほか、保土ヶ谷区、旭区、泉区、戸塚区、瀬谷区の6区で同時実施）

実施期間 令和7年10月20日から22日までの3日間における診療時間内

カ MCA無線機による通信訓練

災害時の連絡手段として、市庁舎医療調整チームとMCA無線を用いた通信訓練を行いました。

キ Yナースの募集・登録

大震災発生時に、医師・薬剤師・市職員らと共に、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動する看護職を募集し、Yナースとして登録しています。登録されたYナースは、区内の避難所等で主に軽症者に対する応急医療を行います。

令和8年3月31日現在 登録者数：33人

3 健康づくり係

<一次予防施策>

一次予防とは、疾病の発生そのものを予防することを指します。適正な食事や運動の不足の解消、禁煙や節酒、そしてストレスコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取組（健康教育、保健指導等）や、予防接種、環境改善、外傷の防止などのことをいいます。

(1) 健康手帳交付

健康診査の結果などを記入し、自身の健康管理に役立てられるように交付しました。

| | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 交付数 | 7 冊 | 4 冊 | 4 冊 |

(2) 各種教室

ア 歯周疾患予防教室

歯周疾患予防に関する教室を実施しました。

| | 対象者 | 内 容 | 回数 | 参加延人数 |
|-------------------|------|---------------|-----|-----------|
| 親子でお口の健康教室 | 一般成人 | 歯科医師の講話、歯磨き実習 | 2 回 | 12 組 24 人 |
| 食生活等改善推進員 セミナー | 一般成人 | 歯科医師の講話、歯磨き実習 | 1 回 | 11 人 |

イ 健康教育（衛生教育）

医師や保健師、栄養士、歯科衛生士の各専門職員が講師となり、教室や講演の開催、地域グループの会合での講話等、様々な機会を通じて、地域住民に対する衛生知識の普及向上や健康づくりの促進を目的とした健康教育（衛生教育）を行いました。

(3) 保健活動推進員に関する業務

ア 保健活動推進員

横浜市保健活動推進員規則第 5 条の規定により、区内 11 地区に「保健活動推進員会」を設置し、活動しています。保健活動推進員の職務の 1 つ目は地域における保健活動の推進者としての自主的な活動であり、2 つ目は福祉保健センターの行う保健衛生行政への協力活動で、この 2 つを連携しながら保健衛生知識及び保健衛生活動の向上を図っています。

保健活動推進員の委嘱は自治会から区長に内申し、区長の推薦に基づき市長が委嘱します。任期は 2 年です。

<緑区保健活動推進員会設置数>（令和 8 年 3 月末現在）

| 設置数*1 | 推進員数 |
|-------|-------|
| 11 | 189 人 |

*1 連合自治会ごとに設置。

イ 保健活動推進員の育成・支援

(ア) ひらめき研修の開催

知識向上及び保健活動推進員と食生活等改善推進員の連携を図るため、研修を行いました。

| 日時 | 参加人数 | 内容 |
|----------------|------|--|
| 令和7年 12月23日 | 165人 | 「食事が変わる！～明るく・楽しく・健康に～」 講師：横浜新緑総合病院 栄養科管理栄養士 星屋 麻値 氏 |

(イ) 地区研修

生活習慣病等予防の必要性を理解するための学習、病態についての学習、健康機器の取扱いや地域における健康づくり活動について、各地区の状況に合わせた研修を行いました。

53回 参加延人数 304人

(ウ) 緑区保健活動推進員会の主な活動

| | 内容 | 実績等 |
|---------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 定例会等 | 地区会長会議 | 年6回 |
| | 地区保健活動推進員会議等 | 11地区、165回 参加延人数 815人 |
| 健康講座の開催及び協力 | 健康講座やイベントでの健康チェックなどの啓発活動他 | 250回 参加延人数 9,585人 |
| 緑福祉保健センター事業への協力 | がん検診等のチラシ配布等PR活動、会場の確保・補助 | 随時 |
| | 区民まつり 健康チェック | 令和7年10月19日 参加人数 418人 |
| | 思いやり、健康づくりの日 健康チェック（食育月間イベント含む） | 8回 参加延人数 591人 |
| | その他（赤ちゃん教室運営協力等） | 通年 48回 |
| 地域における活動 | 地区自治会事業参加 | 随時 |
| 横浜市保健活動推進員全体研修会への参加 | 講演「がん検診へ行きましょう！」 他 | 参加人数 32人 |

(4) 緑区食生活等改善推進員（緑区ヘルスマイト）に関する業務

地域の健康づくりを推進するため、自主的に健康づくりを実践し、それを地域に普及するボランティア「食生活等改善推進員」の育成と、その地区組織活動の実施について支援を行いました。

ア 食生活等改善推進員

食生活等改善推進員数（令和8年3月末現在） 74人

イ 食生活等改善推進員の育成・支援

(ア) 食生活等改善推進員養成講座の開催

食生活等改善推進員の育成のため、養成講座を開催しました。講座修了者は推進員として登録し、各地区で食生活等を通じた健康づくり活動を行います。

| 実施回数 | 参加実数 | 参加延人数 | 推進員登録者 |
|------|------|-------|--------|
| 9回 | 13人 | 100人 | 12人 |

(4) 食生活等改善推進員の地区組織活動

- a 食生活等改善推進員が、地域住民の健康づくりを推進するための地区組織活動を実践するにあたり、支援を行いました。

| 事業名 | 実施回数等 | 参加延人数 |
|-----------------------------|------------|-------|
| 緑区食生活等改善推進員役員会、打ち合わせ等 | 74回 | 551人 |
| 緑区食生活等改善推進員研修会 | 14回 | 687人 |
| 市民の健康づくり推進事業（市委託） | 8回 | 370人 |
| 思いやり、健康づくりの日 ウォーキング（緑区協働事業） | 6回 | 121人 |
| 日本食生活協会事業 | 3回 | 57人 |
| 区民まつり | 令和7年10月19日 | 756人 |

- b 知識向上及び食生活等改善推進員と保健活動推進員の連携を図るため、研修を行いました。
 (P.15「(3)イ(ア)ひらめき研修の開催」の項を参照) 食生活等改善推進員の参加人数 51人

(5) 緑をたっぷり召し上がれ事業

緑区では平成16年度から「野菜を食べる区民を増やす」ために緑をたっぷり召し上がれ事業を実施しています。令和7年度は、緑区ヘルスマイトと協働し緑をたっぷり召し上がれキャンペーンを実施しました。

| 内 容 | 参加延人数等 |
|---------------------------------|---------|
| 緑をたっぷり召し上がれキャンペーン（イベント同時開催分も含む） | 4回 261人 |

(6) みどり食育実践推進事業

ア 食育月間・食育の日キャンペーン

「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する力を育てることを目指し、6月の食育月間と毎月19日の食育の日に合わせてイベント等を実施しました。

| | 回 数 | 参加人数 | 内 容 |
|---|---------------------------|------------------------|--|
| 食育月間イベント およびパネル展 （食生活等改善推進員会、保健活動推進員会と協働） | イベント 1回 パネル展 5日間 | イベント 156人 パネル展 250人 | 緑をたっぷり召し上がれキャンペーン、小中学校の食育展示、健康チェック、平常時から各家庭での備蓄の推進啓発、健診受診啓発等 |
| 食育の日キャンペーン ～食べることで噛むことを考えよう～ | 3回 | 281人 | 毎月19日が食育の日であることを普及し、食べることで噛むことを考える機会とする。特に食事バランスと朝食、噛むことの大切さ、また平常時から各家庭での備蓄の推進啓発 |

イ 体験型食育講座

地域、学校、企業等と連携し、食事診断システム（SATシステム）等を活用した体験型食育講座を実施しました。

| 対 象 | 回 数 | 参加延人数 |
|---------------------|-----|-------|
| 小中学校での実施（生徒、教員、保護者） | 6回 | 305人 |
| 子育て世代・働き世代の若年層等への実施 | 3回 | 53人 |
| 他区、他課への貸出 | 1回 | |

(7) たばこ対策

「たばこの害」普及・啓発

こども家庭支援課の協力により、母子手帳交付時、乳幼児健診、両親教室時にタバコの害についての啓発チラシと喫煙者、家族喫煙者に対して「ニコニコ卒煙クリニック」の案内チラシを配布しました。

禁煙週間においては、啓発ポスターや、「たばこの害」が記載されているポスターやパンフレットを区役所1階ロビーに掲示し、広く区民に対し啓発を行いました。

<二次予防施策（生活習慣病）>

二次予防とは、疾病の早期発見と早期治療によって疾病が進行しないうちに治すことです。各種がん検診及び人間ドック等の検診事業による疾病の二次予防対策とともに、乳がんの自己検診、早期の医療機関受診等も二次予防に該当します。

生活習慣病の予防、早期発見、健康の保持・増進を図るために各種施策を行っています。

(1) 生活習慣病の予防

ア 若年者向け生活習慣改善講座

| 会場 | 日時 | 参加人数 | 内容 |
|--------------------------------|----------------|------|--------------------------------|
| 緑区役所 | 令和7年 10月7日 | 12名 | 子育て支援者に向けて健康講話（女性の健康、健診について） |
| 緑区役所 | 令和7年 11月14日 | 9名 | 骨密度測定、結果返し時に食事や生活について助言 |
| 緑区役所 | 令和8年 2月4日 | 31組 | 大腸がんクイズラリー、乳がんモデル触診体験、がん検診受診啓発 |
| 中日本ハイウェイ パトロール東京 (株)横浜基地 | 令和8年 2月25日 | 35名 | 各種測定（ベジチェック）、健康講話、食事アドバイス |

※対象：おおよそ39歳以下もしくは小学生の保護者（区内在住・在勤者）

イ 子育て支援拠点等での生活習慣改善講座

| 会場 | 日時 | 参加人数 | 内容 |
|-----------------------|---------------|------|--|
| 緑区子育て支援拠点 いっぽサテライト | 令和8年 1月20日 | 22名 | ベジチェック・SATシステム、食事のアドバイス、歯周病や虫歯予防のためのアドバイスなど、乳がんモデル触診体験 |

ウ 食と生活の健康相談

区民の食生活や生活習慣など、個人の状況に応じた個別の健康相談を実施しました。

| 実施回数 | 相談内容 | 相談数 |
|------|---|-----|
| 69回 | 生活習慣病予防（高血圧・糖尿病・脂質異常症・肥満等）、生活保護受給者の健康管理支援、疾病の重症化予防事業等 | 55件 |

<その他の健康施策>

健康づくり月間等行事

保健衛生に関する正しい知識の普及、健康増進に向けた健康意識の啓発、関係機関・団体と行政が連携して地域に根ざした自発的な活動を促進し、区民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的として実施しました。

| 事業名 | 内 容 | 参加延人数 |
|-----------------------|-------------------------|----------|
| 健康づくり月間事業 (緑区民まつり) | 健康チェック、各種相談等 | 3,376人 |
| 思いやり、健康づくりの日 | 健康チェック、各種相談、 ウォーキング等 | 10回、712人 |
| 歯と口の健康週間行事 | 「歯とお口に関する川柳コンクール」 | 56人 |

<感染症対策>

(1) 感染症対策事業

感染症法による届出の受理、疫学調査を行いました。また、他都市から感染症患者発生に伴う、同行者・接触者の調査依頼を受けて、健康調査を実施しました。

ア 感染症届出患者数（結核、新型コロナウイルス感染症を除く。）

| |
|------|
| 発生件数 |
| 59件 |

イ 衛生教育

集団感染症対策担当者研修（令和5年度より、生活衛生課と共催）

| 事業名 | 内 容 | 参加数 |
|---------------------|---|-----|
| 高齢者施設向け研修（施設長等向け研修） | 講話：標準予防策 実技：手指衛生、手洗い ホームページに講義資料を掲載 | 30人 |

ウ 関係機関・団体向け感染症対策研修

| 対象 | 内容 | 回数 | 参加延人数 |
|----------|--|----|-------|
| 緑区保育施設長会 | 報告基準の確認 施設における感染性胃腸炎の集団発生が起きた際の対応について | 2回 | 97人 |

エ 実地調査件数（令和7年度）

| | |
|--------------|----------------|
| 相談件数（病院・施設等） | 実地調査件数（病院・施設等） |
| 25回 | 11回 |

オ 医療機関意見交換会

区内7病院11名の感染症対策担当者へ出席いただき、各病院での感染症対策について意見交換を行う医療機関意見交換会を実施しました。（令和7年度 1回実施）

(2) エイズ対策

エイズ対策の一環として、各種相談及び抗体検査を匿名・無料で実施しました。

| | 相談件数 | | | | 血液検査数 | | | |
|-------|------|----|----|-----|-------|----|----|----|
| | 男 | 女 | 不明 | 計 | 男 | 女 | 不明 | 計 |
| R 5年度 | 113 | 46 | 41 | 200 | 28 | 16 | 0 | 44 |
| R 6年度 | 108 | 44 | 17 | 169 | 29 | 13 | 0 | 42 |
| R 7年度 | 86 | 28 | 6 | 120 | 8 | 10 | 0 | 18 |

(3) 結核患者管理及び結核健診

感染症法に基づく業務として、ツベルクリン反応検査、Tスポット血液検査のほか、定期健康診断、接触者健康診断、届出患者の登録、登録患者の管理、家族健診及び医療費公費負担の申請事務を取り扱いました。

ア 定期・定期外結核健康診断実績状況 (件)

| | 直接撮影 | 間接撮影 | ツベルクリン 反応・判定 | Tスポット | 合計 |
|---------|------|------|-----------------|-------|-----|
| 定期結核健診 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 接触者結核健診 | 12 | 0 | 0 | 54 | 66 |
| 管理検診 | 41 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| 合 計 | 58 | 0 | 0 | 54 | 112 |

イ 結核患者登録者数・活動性分類

| | | | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|-----------|------|-----------|-------|-------|-------|
| | | | 新登録者数 | 新登録者数 | 新登録者数 |
| 活動性 結核 | 肺結核 | 登録時喀痰塗抹陽性 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | | 登録時喀痰塗抹陰性 | 7人 | 6人 | 7人 |
| | 肺外結核 | | 5人 | 2人 | 0人 |
| 潜在性結核感染症 | | | 3人 | 9人 | 8人 |
| 合 計 | | | 17人 | 19人 | 17人 |

ウ 結核医療費公費負担件数 (件)

| 法区分 | 内 容 | 申請 | 承認 |
|-------|---------------------------------------|----|----|
| 37条 | 就業制限又は入院患者に対する医療費の公費負担 | 2 | 2 |
| 37条の2 | 一般患者(37条適用以外のもの)に対する医療費と検査に要した費用の公費負担 | 16 | 16 |

<その他の事業>

(1) 原爆被爆者援護対策事務

原爆被爆者等の健康管理及び福祉の向上を目的として、原爆被爆者及び被爆者のこどもからの、健康手帳・健康診断受診者証の交付申請、各種手当認定の申請を受け付け、県又は市へ送付しました。

| | 交付申請 (再交付含む) | 各種手当 認定申請 | その他 | 合計 |
|-------------------------|-----------------|--------------|-----|-----|
| 区内在住の原爆被爆者（被爆者健康手帳所持者） | 1件 | 5件 | 16件 | 22件 |
| 被爆者のこども（こども健康診断受診者証所持者） | 1件 | 0件 | 22件 | 23件 |
| 医療機関 | — | — | — | — |

(2) 肝炎治療医療費助成事業（平成20年4月～）

B型・C型ウイルス性肝炎インターフェロン治療とB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療を行う者から医療費助成の申請を受け付け、県へ進達送付しました。

| 新規申請 | 変更届 | 更新申請 | 延長申請 | その他 | 合計 |
|------|-----|------|------|-----|------|
| 6件 | 3件 | 92件 | 0件 | 1件 | 102件 |

(3) 給食施設指導

給食施設とは、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設（学校、病院、福祉施設、事業所など）をいいます。

健康増進法に基づき、これらの給食施設関係者に対し、健康管理や栄養に関する知識の向上を目的とした研修会や巡回指導等を実施しました。

ア 栄養管理報告書

令和7年6月中の給食実施状況について、現況調査を実施しました。

<区内給食施設数> (単位：施設)

| | | |
|-----------|-----------|----|
| 特定給食施設※1 | 栄養士がいる施設 | 33 |
| | 栄養士がいない施設 | 9 |
| 小規模給食施設※2 | 栄養士がいる施設 | 37 |
| | 栄養士がいない施設 | 16 |
| 合計 | | 95 |

※1 特定給食施設とは、1回100食以上又は1日250食以上の給食を提供している施設です。

※2 小規模給食施設とは、1回50食以上又は1日100食以上の給食を提供している施設です。

イ 巡回指導

区内給食施設を対象に巡回指導（20施設）を実施しました。

ウ 給食施設を対象とした研修会

緑区、青葉区、都筑区合同で栄養管理研修会を実施しました。

| 日時 | 参加施設数 | テーマ等 |
|----------------|-------|---|
| 令和7年 8月20日 | 22施設 | 講演 「給食施設における災害時の栄養管理」 講師 駒沢女子大学健康栄養学科 教授 西村一弘氏 情報交換 ※会場およびオンライン開催 |
| 令和7年 10月30日 | 18施設 | 講演 「ナッジを取り入れた SDGs ～利用者と一緒にフードロスを削減しよう～」 講師 フェリス女学院大学 グローバル教養学部 国際社会学科 准教授 高雄 綾子氏 質疑応答 情報交換 ※会場およびオンライン開催 |
| 令和8年 2月6日 | 22施設 | 講演 「子どもの気になる食行動の見方とその指導」 講師：神奈川県立保健福祉大学 リハビリテーション学科 作業療法学専攻保健福祉学研究科 教授 笹田 哲 氏 情報交換会 ※会場開催のみ |

<こども家庭支援課及び高齢・障害支援課との連携事業>

- (1) 乳幼児健診 (こども家庭支援課 P.48「乳幼児健康診査」の項を参照)
- (2) 乳幼児歯科健診 (こども家庭支援課 P.48「乳幼児健康診査」、P.51「歯科保健」の項を参照)
- (3) 衛生教育

ア 子育て支援者・子育て世代の方向け

歯科分野：子育て世代の方やその支援者の方へ、こどものむし歯予防や歯周疾患について講話、実習をしました。

| 対象 | 回数 | 参加延人数 | 内容 |
|--------|-----|-------|----------|
| 妊婦と家族 | 12回 | 195人 | 母親(両親)教室 |
| 乳児を持つ親 | 13回 | 190人 | 赤ちゃん教室 |

(その他歯科事業については、P.51「歯科保健」の項を参照)

栄養分野：子育て世代の方やその支援者の方へ、子どもの頃からの良い生活習慣の確立を支援するとともに、家族の健康づくりや食生活についての講話や相談を行いました。

| 対象 | 回数 | 参加延人数 | 内容 |
|---------|-----|-------|-----------|
| 妊婦と家族 | 12回 | 193人 | 母親(両親)教室 |
| 乳児を持つ親 | 28回 | 160人 | 赤ちゃん教室 |
| 1歳児を持つ親 | 3回 | 19人 | 歯つらつ1歳児講座 |

イ 障害者向け

歯科分野：障害者を対象に、誤嚥性肺炎の予防を目的に、口腔ケアの重要性やお口の周囲筋の運動等を啓発しました。

| 対象 | 回数 | 参加延人数 | 内容 |
|------------|----|-------|---------|
| 高齢者、中途障害者等 | 1回 | 12人 | 緑工房等で実施 |

(高齢・障害支援課 P.36「中途障害者支援事業」、P.44「難病支援」の項を参照)

栄養分野：中途障害の方を対象に、生活習慣病の予防や再発予防を目的に、食生活についての講話やバランス良く食べることの学習をしました。

| 対象 | 回数 | 参加人数 | 内容 |
|--------|----|------|--------|
| 中途障害者等 | 1回 | 4人 | リハビリ教室 |

(4) もぐもぐ教室（離乳食教室）

子どもの頃からの良い生活体験の確立を図るとともに、乳幼児の健康を通じて家族が健康づくりを考え、実践することを支援しました。

| 対 象 | 内 容 | 回 数 | 参加延数 |
|-----------------|------------------------|-----|------|
| 7～8か月頃の乳児とその保護者 | 離乳食の進め方、食の役割、調理実演、個別相談 | 12回 | 96組 |

(5) 子どもの食生活相談

離乳食や幼児期の食事から学童期・思春期までの子どもの食生活相談を実施しました。

| 実施回数 | 相談件数 |
|------|------|
| 12回 | 27件 |

Ⅲ 生活衛生課

1 食品衛生係

<食品衛生>

食品衛生法等の関係法規に基づき、飲食に起因する事故を防止するため、次の事業を行っています。

- 飲食店営業等の食品関係営業に対する許可・監視指導
- 違反・不良食品を排除するための収去試験検査
- 食中毒の原因調査及び再発防止のための指導並びに食中毒関連調査
- 食品関係営業従事者及び消費者に対する食品衛生の普及・啓発

(1) 食品関係営業に対する許可・監視指導

<食品営業対象施設数・許可件数・監視指導件数>

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------|----------------------|-------|-------|-------|
| 営業施設数 | 総数 | 1,643 | 1,551 | 1,589 |
| | 営業許可業種 ^{※1} | 1,025 | 935 | 943 |
| | 営業届出業種 ^{※2} | 618 | 616 | 646 |
| 監視指導延件数 | 総数 | 651 | 598 | 535 |
| | 法関係許可業種 | 408 | 393 | 396 |
| | 営業届出業種 | 243 | 205 | 139 |

※1 食品衛生法で許可が必要とされている業種（飲食店、菓子製造業、乳製品製造業、食肉販売業、魚介類販売業など）

※2 食品衛生法で届出が必要とされている業種（野菜果物販売業、コンビニエンスストアなど）

(2) 収去等試験検査

福祉保健センターで収去等をし、衛生研究所等において試験検査を実施した結果は次のとおりです。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----|------|------|------|
| 検体数 | 41 | 34 | 44 |
| 違反数 | 0 | 0 | 0 |

(3) 食中毒発生状況

令和7年度に緑区内で1件の食中毒が発生しました。

| 発生年月日 | 原因施設 | 摂食者 | 患者数 | 原因食品 | 病因物質 |
|-----------|------|-----|-----|----------------------------|---------------|
| 令和7年7月19日 | 飲食店 | 3 | 2 | 不明（7月15日、16日に原因施設で提供された食品） | 腸管出血性大腸菌 O157 |

(4) 食中毒（疑）関係調査

福祉保健センターで実施した食中毒（疑い）・感染症関係調査は次のとおりです。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|------|------|------|
| 調査件数 | 52 | 47 | 50 |
| 調査人数 | 203 | 198 | 156 |

(5) 食品衛生講習会

食品衛生の普及・啓発を図るため、消費者及び食品営業施設従事者を対象にして広く開催しています。営業施設従事者講習会の受講者のほとんどは、食品衛生責任者です。

| | 消費者 | 営業施設従事者 |
|------|-----|---------|
| 実施回数 | 5 | 3 |
| 受講者数 | 243 | 141 |

(6) 食中毒予防キャンペーン事業

全市一斉に行うこの事業において、食品衛生アンケートやパネルの展示、衛生相談など、食品衛生の普及啓発を行いました。

| 事業形態 | 参加者数 |
|--------|------|
| 飲食店店舗 | 224人 |
| 緑区民まつり | 400人 |

(1) 薬事監視等

薬局等の施設に対し、医薬品等の安全性・有効性及び品質確保、毒物又は劇物による危害の防止、保健衛生の向上を図るため、監視指導を行いました。

<実施件数>

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|------|------|------|
| 薬事監視 | 42 | 68 | 85 |
| 毒物劇物監視 | 6 | 12 | 12 |

(2) 施設数

<施術所、歯科技工所>

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------|------|------|------|
| あんま・はり・きゅう施術所 | 108 | 111 | 113 |
| あんま・はり・きゅう出張専門 | 113 | 117 | 121 |
| 柔道整復施術所 | 52 | 51 | 54 |
| 歯科技工所 | 24 | 25 | 23 |
| 合計 | 297 | 304 | 311 |

<薬事施設>

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------------|------|------|------|
| 薬局 | 77 | 79 | 81 |
| 店舗販売業 | 30 | 31 | 31 |
| 卸売販売業 | 8 | 10 | 8 |
| 毒物劇物販売業 | 38 | 41 | 36 |
| 管理医療機器販売業 | 385 | 390 | 395 |
| 高度管理医療機器販売業 | 88 | 94 | 90 |
| 薬局医薬品製造業 | 5 | 5 | 5 |
| 薬局医薬品製造販売業 | 5 | 5 | 5 |
| 再生医療等製品販売業 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 637 | 656 | 653 |

(3) 許認可件数

施術所、歯科技工所、薬事施設の許認可や申請（届出）の受付を行っています。

< 施術所、歯科技工所 >

| | | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------|------|-----|------|------|------|
| 施術所 | あんま等 | 開設届 | 7 | 4 | 10 |
| | | その他 | 49 | 55 | 77 |
| | 柔道整復 | 開設届 | 2 | 2 | 6 |
| | | その他 | 33 | 45 | 34 |
| 歯科技工所 | | 開設届 | 0 | 1 | 1 |
| | | その他 | 3 | 2 | 3 |
| 合 計 | | | 94 | 107 | 131 |

※その他：変更、廃止等の届出

< 薬事施設 >

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------------|------|------|------|------|
| 薬局 | 開設許可 | 4 | 5 | 5 |
| | その他 | 396 | 400 | 456 |
| 医薬品販売業 | 開設許可 | 1 | 3 | 0 |
| | その他 | 109 | 102 | 116 |
| 毒物劇物販売業 | 開設許可 | 0 | 2 | 1 |
| | その他 | 24 | 17 | 10 |
| 管理医療機器 販売業 | 新規届出 | 15 | 9 | 16 |
| | その他 | 11 | 19 | 28 |
| 高度管理医療機器 販売業 | 開設許可 | 2 | 5 | 7 |
| | その他 | 81 | 87 | 77 |
| 薬局医薬品製造業 | | 0 | 0 | 0 |
| 薬局医薬品製造販売業 | | 1 | 0 | 0 |
| 再生医療等製品販売業 | | 2 | 0 | 4 |
| 合 計 | | 646 | 649 | 720 |

※その他：変更、廃止等の届出

(4) 免許進達事務取扱件数

医療従事者等の免許申請の受付等を行っています。申請は県、又は県を経由して国に進達しています。

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----|------------------|------|------|------|
| 免許 | 医師 | 12 | 13 | 14 |
| | 歯科医師 | 3 | 5 | 3 |
| | 薬剤師 | 39 | 29 | 29 |
| | 保健師・助産師・看護師・准看護師 | 164 | 155 | 133 |
| | 診療放射線技師 | 5 | 6 | 8 |
| | 臨床・衛生検査技師 | 13 | 11 | 8 |
| | 理学・作業療法士 | 33 | 37 | 43 |
| | 管理栄養士 | 13 | 37 | 36 |
| | 栄養士 | 34 | 31 | 29 |
| | 調理師 | 55 | 41 | 36 |
| | 麻薬取扱者 | 382 | 307 | 448 |
| | その他 | 0 | 6 | 4 |
| | 諸証明発行 | | 37 | 29 |
| 合 計 | | 790 | 707 | 816 |

2 環境衛生係

<環境衛生>

理容所・美容所・クリーニング所等の許認可及び監視指導、飲料水を貯めておく受水槽・大規模な建築物（特定建築物）の衛生管理指導、ネズミ・昆虫等の防除に関する相談等、広範囲な業務を行っています。

(1) 環境衛生営業の施設数及び監視指導状況

それぞれの法律や条例に基づき、施設の衛生確保のため、環境衛生営業施設に対して許認可及び監視指導を行いました。

ア 施設数・監視指導件数

| 業 種 | | 施設数 | | | R7年度 |
|------|---------|------|------|------|--------|
| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 監視・指導等 |
| 営業関係 | 旅館業 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 興行場 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 公衆浴場 | 6 | 6 | 6 | 10 |
| | 理容所 | 53 | 50 | 50 | 12 |
| | 美容所 | 159 | 165 | 165 | 19 |
| | クリーニング所 | 56 | 49 | 47 | 5 |
| | プール | 5 | 5 | 4 | 7 |
| | 墓地等 | 98 | 97 | 96 | 0 |
| 畜 舎 | | 7 | 7 | 6 | 5 |
| 合 計 | | 386 | 381 | 376 | 61 |

<環境衛生営業施設数の内訳 令和7年度>

| 旅館業 | | 公衆浴場 | | クリーニング所 | | 墓地等 | | 畜 舎 | |
|------|---|--------|---|---------|----|-----|----|-----|---|
| ホテル・ | 1 | スポーツ施設 | 4 | 一 般 | 12 | 墓 地 | 93 | 牛 | 0 |
| 旅館 | | 保養等 | 1 | 特定洗濯 | 2 | 納骨堂 | 2 | 馬 | 1 |
| | | その他 | 1 | 取次等 | 33 | 火葬場 | 1 | 豚 | 0 |
| | | | | | | | | 鶏 | 1 |
| | | | | | | | | 犬 | 4 |

イ 緑区生活衛生協議会（横浜市生活衛生協議会緑支部）育成指導

環境衛生関係営業で組織されている協議会に対し、自主管理の推進指導をしています。協議会から選出された自主管理推進員が衛生向上のため、巡回指導を実施しました。

<業種別巡回指導延施設数>

| 業 種 | 延施設数 |
|--------|-------|
| 理 容 | 20 か所 |
| 美 容 | 19 か所 |
| クリーニング | 8 か所 |
| 公衆浴場 | 0 か所 |
| 合 計 | 47 か所 |

(2) 特定建築物の衛生管理

建築物衛生法に基づき、施設の衛生確保のため、特定建築物（延床面積 3,000 m² 以上の事務所・店舗等、多数の人が利用する施設）・登録業（建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者）に対して監視指導を行いました。

特定建築物施設数・監視指導件数

| 業 種 | 施設数 | | | R7年度 |
|-------|------|------|------|--------|
| | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 監視・指導等 |
| 特定建築物 | 44 | 44 | 45 | 4 |
| 登録業 | 11 | 11 | 12 | 0 |
| 合 計 | 55 | 55 | 57 | 4 |

<特定建築物の用途別施設数>

| 用 途 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----|------|------|------|
| 店 舗 | 15 | 15 | 15 |
| 事務所 | 13 | 13 | 14 |
| 学 校 | 14 | 14 | 14 |
| その他 | 2 | 2 | 2 |
| 合 計 | 44 | 44 | 45 |

(3) 受水槽の衛生管理

水道法及び横浜市条例に基づき、受水槽の衛生確保のため、維持管理指導を実施しました。法定検査の受検結果が不良と判定された施設及び各受水槽施設等に監視を行い、助言・指導を行いました。

受水槽施設数・監視指導件数

| 業 種 | 施設数 | | | R7年度 |
|-------------------------|------|------|------|--------|
| | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 監視・指導等 |
| 専用水道 | 11 | 11 | 12 | 12 |
| 簡易専用水道 | 229 | 225 | 224 | 19 |
| 小規模 8 m ³ 超 | 35 | 34 | 33 | 1 |
| 小規模 8 m ³ 以下 | 172 | 170 | 168 | 3 |
| 簡易給水水道 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 447 | 440 | 437 | 35 |

(4) 居住衛生業務

居住衛生に関する講習会等の啓発指導、ネズミ・昆虫等の駆除相談、現地調査等を行いました。

また、多数人が利用する公共施設や社会福祉施設に対し、レジオネラ症の防止について現地指導を行いました。

ア 居住衛生関係の相談件数

| | 相談件数 |
|--------|------|
| 住まいの健康 | 6 |

イ ネズミ・昆虫等の相談及び調査件数

| 種 類 | 相談件数 | | | R7年度 調査件数 | |
|--------|--------|------|------|--------------|----|
| | R5年度 | R6年度 | R7年度 | | |
| ハ チ | スズメバチ | 89 | 96 | 120 | 17 |
| | アシナガバチ | 78 | 60 | 42 | 6 |
| | ミツバチ | 14 | 5 | 3 | 1 |
| | その他のハチ | 26 | 8 | 9 | 1 |
| ネズミ | 104 | 95 | 155 | 0 | |
| ゴキブリ | 6 | 2 | 7 | 0 | |
| ダニ | 6 | 14 | 6 | 0 | |
| その他 | 94 | 82 | 114 | 0 | |
| 合 計 | 417 | 362 | 456 | 25 | |

<駆除器具等貸出件数 令和7年度>

| 区 分 | 件 数 |
|---------|-----|
| 捕そ器具 | 4 |
| ハチ駆除補助具 | 5 |
| 防護服 | 3 |
| 合 計 | 12 |

| 区分 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|------|------|------|
| 公共施設 | 2 | 1 | 1 |
| 社会福祉施設 | 18 | 21 | 20 |
| 病院 | 7 | 7 | 6 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 27 | 29 | 27 |

| 区分 | 実施回数 | 参加者数 |
|-----|------|------|
| 住民 | 0 | 0 |
| 営業者 | 1 | 38 |
| 合計 | 1 | 38 |

<狂犬病予防及び動物の愛護管理>

(1) 狂犬病予防関係業務

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射関係の事務を行います。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には、その犬を登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。登録は犬の一生涯有効で、登録すると飼い主に鑑札を交付します。

また、獣医師会と協力し、毎年4月には区内の各地域に出張会場を設け、狂犬病予防注射業務を行っています。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 登録頭数 | 7,154 | 6,925 | 6,935 |
| 登録申請数 | 268 | 256 | 240 |
| 注射済票交付数 | 925 | 889 | 865 |

(2) 動物愛護及び管理業務

動物の正しい飼い方の指導や、犬によるこう傷事故（咬傷事故）の届出、犬・猫等の苦情対応、飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。

<犬のこう傷事故及び苦情件数等>

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 | |
|----------------|----------|------------|------|------|----|
| こう傷事故 | 被害者数 | 成年 | 5 | 6 | 12 |
| | | 未成年 | 1 | 1 | 3 |
| | 犬の内訳 | 登録犬 | 4 | 6 | 14 |
| | | 未登録犬 | 0 | 0 | 1 |
| | | 飼い主のわからない犬 | 2 | 1 | 0 |
| | | 野犬等 | 0 | 0 | 0 |
| 犬の苦情受付件数 | | 106 | 89 | 140 | |
| 犬の飼育相談件数 | | 87 | 60 | 71 | |
| 失踪犬・保護犬問い合わせ件数 | | 21 | 10 | 9 | |
| 収容数 | 野犬等 | 0 | 0 | 0 | |
| | 飼えなくなった犬 | 1 | 0 | 1 | |
| | 飼い主不明犬 | 3 | 0 | 3 | |
| | 傷病犬 | 0 | 0 | 0 | |

<犬の苦情内容内訳> (重複あり)

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------------|------|------|------|
| 捕獲・収容依頼 | 5 | 1 | 9 |
| 放し飼い | 5 | 4 | 4 |
| ふん・尿による汚染 | 71 | 49 | 56 |
| 鳴き声 | 13 | 8 | 6 |
| 身体・器物の被害 | 9 | 15 | 28 |
| 不適正飼育 | 3 | 1 | 5 |
| 登録・注射に関すること | 8 | 12 | 27 |
| その他 | 4 | 9 | 9 |
| 合 計 | 118 | 99 | 144 |

<猫の苦情件数等>

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------|----------|------|------|------|
| 猫の苦情受付件数 | | 61 | 34 | 30 |
| 猫の飼育相談件数 | | 63 | 50 | 44 |
| 失踪猫・保護猫問い合わせ件数 | | 43 | 39 | 26 |
| 収 容 数 | 飼えなくなった猫 | 2 | 0 | 2 |
| | 飼い主不明猫 | 6 | 2 | 0 |
| | 飼い主不明傷病猫 | 7 | 7 | 5 |

<猫の苦情内容内訳> (重複あり)

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------|------|------|------|
| ふん・尿による汚染 | 24 | 12 | 9 |
| 臭気・毛 | 3 | 1 | 6 |
| 鳴き声 | 0 | 1 | 2 |
| 身体・器物の被害 | 7 | 4 | 2 |
| 不適正飼育 | 6 | 0 | 2 |
| 収容に関する相談 | 15 | 8 | 11 |
| その他 | 22 | 12 | 8 |
| 合 計 | 77 | 38 | 40 |

<犬猫除く飼育動物の苦情件数等>

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------------|------|------|------|
| 苦情受付件数 | 9 | 4 | 2 |
| 飼育相談件数 | 2 | 2 | 0 |
| 失踪・保護の問い合わせ件数 | 16 | 11 | 8 |

IV 高齢・障害支援課

1 高齢・障害運営係

<福祉保健の総合相談>

福祉保健の総合相談窓口として、福祉保健センターに来所された区民の相談に対応します。

また、来所された区民が福祉保健センターを利用しやすいように、適切な業務担当窓口へのご案内を行います。

(1) 総合相談の受付

高齢・障害運営係では、ケースワーカーと保健師が相談に応じています。相談については内容を整理し、サービス提供の必要性、サービス調整の方向性等について判断し、各支援担当に引き継ぎます。

(2) 申請受理と情報提供

区民からの様々な問い合わせに対して、福祉・保健サービス利用に必要な申請の受理や、制度の説明を行っています。

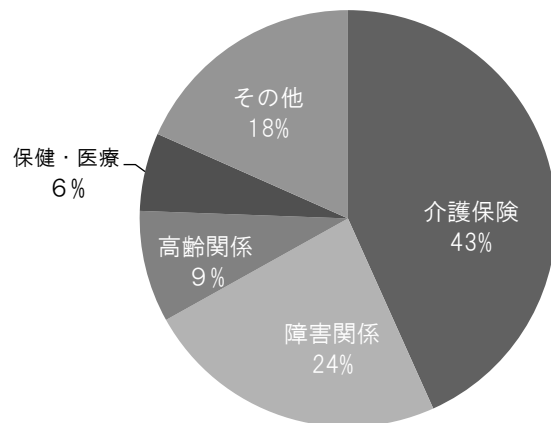
具体的には、福祉サービスは、介護保険認定申請、各種手帳・手当の申請などの窓口となっており、保健サービスは、指定難病医療費助成などの申請窓口となっています。

また、区民向けに、横浜市及び緑区発行の福祉保健関連のパンフレット等を配布しています。

<相談件数>

| | | |
|----------|-------|----------|
| 相談件数 | | 21,867 件 |
| 相談内容 | 介護保険 | 9,465 件 |
| | 障害関係 | 5,165 件 |
| | 高齢関係 | 1,897 件 |
| | 保健・医療 | 1,327 件 |
| | その他 | 4,013 件 |
| 相談窓口業務日数 | | 242 日 |
| 1日平均相談件数 | | 90 件 |

<相談内容>



<高齢者の地域活動等への支援>

(1) 高齢者生きがい推進事業（個性ある区づくり推進費事業）

区内在住の高齢者を対象に、社会参加を促し高齢者同士の交流を深めるとともに、老人クラブの活性化を図り、高齢者福祉の充実を図るために行っています。

| 開催日 | 内 容 | 参加人数 |
|-----------|----------------------|------|
| 令和7年12月5日 | 囲碁将棋大会（会場：緑ほのぼの荘） | 34人 |
| 令和8年3月6日 | シルバーフェスティバル（会場：緑公会堂） | 310人 |

(2) 濱ともカード交付事業

高齢者が、日常生活の中で健康づくりを行い、生きがいのある充実した生活を送っていただくために、平成20年10月から協賛店で優待サービスを受けることのできる濱ともカードを交付しています。

ア 対象者 65歳以上の方

イ 交付者数

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------------------|------|------|------|
| 窓口交付者数（転入・再交付を含む） | 254人 | 255人 | 227人 |

(3) 敬老特別乗車証交付事業

高齢者が気軽に外出し、地域社会への参加・交流を深め、充実した生活を送れることを目的として乗車証を交付します。

※ 所得などの条件により、負担金があります。

ア 対象者 本市在住の70歳以上の方

イ 乗車できる交通機関

乗合バス（民営）の市内の区間と市営バス・地下鉄と金沢シーサイドラインの全線を利用できます。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 交付件数 | 19,369件 | 19,558件 | 19,684件 |

(4) 敬老月間事業

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うとともに、生きがい、健康づくりを進めるために9月を敬老月間として区長等による訪問を行っています。

〔区長等による訪問〕

訪問先：区内連合自治会敬老会等（希望地区のみ）

区内最高齢者（男女各1名 希望者のみ）

<特別乗車券等に関する事務>

障害者等の行動範囲の拡大のために、福祉特別乗車券など各種の交通手段への補助制度があります。

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 福祉特別乗車券 | 3,082 (81) | 3,365 (84) | 3,082 (81) | 3,473 (114) |
| 重度障害者福祉タクシー利用券 | 1,439 (144) | 1,435 (145) | 1,439 (144) | 1,374 (130) |
| 障害者自動車燃料券 | 605 (126) | 632 (84) | 605 (126) | 671 (123) |
| 有料道路障害者割引 | 817 | 860 | 817 | 842 |

* 18歳未満の方については、こども家庭支援課で交付を行っています。

<特定医療費（指定難病）助成制度に関する事務>

指定難病の患者さんの医療費の負担軽減を目的として、認定基準を満たしている方に難病の治療にかかる医療費の一部を助成する制度があります。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 支給認定者数 | 1,401人 | 1,267人 | 1,493人 |

2 高齢者支援担当

緑区内の高齢者等が、安心して在宅生活を送れるよう支援することを目的に、高齢者福祉保健サービスの円滑な利用のための調整を行うとともに、介護保険の認定調査・審査会等介護保険制度の円滑な運営を図っています。また、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療関係者、介護関係者、地域の関係団体等と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(1) 高齢者等への福祉保健業務

ア 高齢者在宅サービス

介護保険サービスの対象とはならなくても日常生活を送るうえで何らかの支援を必要としている高齢者に対して、介護保険サービスの中で不足しているサービス等の提供をしています。

| 内 容 | | 利用者（件）数 |
|-------------|--|-----------------------|
| 生活支援ショートステイ | 生活習慣等の改善を図ることを目的にした、おおむね 65 歳以上の高齢者の養護老人ホーム等への短期間入所。 | 2 件 |
| 日常生活用具給付 | おおむね 65 歳以上のねたきりの高齢者等に対して費用の 1 割負担で行う紙おむつの給付。 | 503 件 (新規申請 124 件) |
| 訪問理美容サービス | おおむね 65 歳以上で要支援・要介護に認定され理美容院へ行くことが困難な高齢者に対する訪問での理美容サービス。 | 新規申請 25 件 |

※食事サービスは令和 6 年度末で終了しました。

※高齢者あんしん電話事業は令和 7 年度末で終了しました。

イ 訪問指導事業

40 歳以上の方で、生活習慣病や認知症等で療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりの方、寝たきりの方等を介護している家族に、保健師、歯科衛生士、栄養士等が訪問し、疾患の予防や療養生活等についてのアドバイスを行っています。

訪問指導対象者数（令和 7 年度末時点）：284 人

(ア) 訪問指導研修会

訪問指導事業で対応に苦慮することが多い認知症と精神疾患に関する研修会を実施しました。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 開催日 | 令和 7 年 9 月 18 日 |
| 内 容 | 認知症と精神疾患の特徴について ～正しく理解し支援につなげる～ |
| 講 師 | 秋元 洋一（鶴が丘ガーデンホスピタル） |
| 参加者 | 18 人（区役所職員・地域包括支援センター職員） |

(イ) 定例事例検討会

個別事例の検討を行い、支援方法の振り返りや共有等を行いました。

実施回数：14 回 参加者：延べ 129 人（区役所職員・地域包括支援センター職員）

(ウ) 訪問型短期予防サービス事業

閉じこもりやうつ等、心身の状況により必要と判断された方へ、看護師・保健師が訪問を行い、要介護状態への移行を予防することや、自立と社会参加に向けた生活範囲の拡大を図ります。

嘱託看護師訪問件数：対象者把握 3 件

ウ 認知症高齢者等への支援

| | 内 容 | 実績等 |
|-------------------------------|--|--|
| 認知症高齢者緊急対応 | 認知症が急激に悪化した高齢者に関する、緊急相談、緊急一時受入れ及び専門スタッフ訪問チームの派遣。 | 相談延件数 16 件 訪問延件数 8 件 |
| 認知症高齢者精神保健福祉相談（もの忘れ相談） | 保健師・ソーシャルワーカー（SW）・嘱託精神科医師による高齢者の精神保健についての治療、医療、介護等の相談や家庭訪問。 | 相談・訪問 延 12 件 |
| 緑区認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業 | 認知症の B P S D（行動・心理症状）による行方不明の恐れのある高齢者の登録と行方不明時の区内地域包括支援センターと警察との連携した対応。 | 令和 7 年度末登録者数 115 人 |
| 認知症初期集中支援推進事業（「認知症初期集中支援チーム」） | 認知症の専門知識を専門職が認知症または認知症が疑われる人を訪問し、専門医療機関への受診、介護サービスの利用支援、助言等を行っている（平成 29 年 9 月元気会横浜病院に設置。）。 | 令和 7 年度対象者 15 名 |
| 認知症初期集中支援チーム区域検討会 | 緑区認知症高齢者の現状についての報告、認知症初期集中支援チームの事業説明および事例紹介を実施。 高齢者虐待防止事業連絡会と同時実施。 | 令和 7 年 11 月 27 日 参加者 21 名 |
| 緑区認知症キャラバン・メイト支援 | 区役所を会場に集合研修を開催。横浜総合病院の若年認知症コーディネーターを講師に迎え、若年認知症の理解を深める講話の後、キャラバン・メイトの活動報告を実施。他地域の活動報告を受け、GW で自分達の今後の活動についての話し合いを行った。 | 区内キャラバン・メイト登録数 244 人 (令和 7 年度 11 月時点) |
| 認知症サポーター養成講座 | 認知症の原因や、認知症の人への接し方等について、キャラバン・メイトが教材や寸劇を交え分かりやすく説明し、認知症の人と家族を支援する「応援者」である認知症サポーターを養成する講座。地域住民、企業、小中学校、高校等を対象に実施。 | 令和 7 年度開催 13 回 認知症サポーター養成人数 298 人 (累計 19,139 人) |
| 若年性認知症よこはま北部のつどい | 認知症の人と家族の会が実施している「若年性認知症よこはま北部のつどい」の開催を、港北、緑、青葉、都筑の 4 区合同で周知等を支援。 | 令和 7 年 6 月 15 日 令和 7 年 10 月 19 日 令和 8 年 2 月 15 日 |
| 認知症カフェ | 認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき集う場で、情報交換、普及啓発を行っている。 | 令和 7 年度末区内 5 か所 |
| 認知症普及啓発講演会 | 地域の中で認知症高齢者をターゲットとした消費者被害について相談が多いため、消費者被害についての講演会を実施。 | 令和 7 年 10 月 27 日 参加者 33 人 |

エ 中途障害者支援事業

| 内 容 | | 実績等 |
|---------------------------|--|---|
| 中途障害者地域活動センター 緑工房 運営支援 | 緑工房の利用者面談、事業企画検討会議等に出席し、利用者の情報交換や運営支援を実施。 | 面談回数 48 回 |
| リハビリ教室 運営支援 | 教室の円滑な運営に向け、外出プログラム時の同行や再発予防の講義実施等の支援、カンファレンス開催。また、対象者把握、関係機関へのPR・連携を実施。 | 教室利用延 141 人 教室開催 35 回 カンファレンス開催 3 回 |
| 中途障害者支援事業講演会 | 脳血管疾患の後遺症として失語症、構音障害が出た方に対して、支援者が相互理解、円滑な支援構築を目指すことができる事を目的に実施。 | 令和7年5月30日 参加者 33 人 |
| パネル展 | 一般市民にむけて脳卒中についての予防と早期発見のための啓発のため、区役所1階エレベーター前でパネル展を実施。令和5年度の広報11月号の特集記事と、脳卒中を発症した方のコメントが載っているパネルを展示した。 | 令和7年10月26日 ～10月30日 |
| 地区リハビリ教室・自主活動団体支援 | 区内自主活動団体の活動・周知について支援。 | 区内活動団体数 6 団体 (うち年度途中で 1 団体活動終了。) |
| 地区リハビリ教室・自主活動団体支援 | ミドリンパーク（中途障害者ミニ運動会）の実施。 | 令和7年10月3日 参加者：21 名 |

オ 権利擁護のための支援

| 内 容 | | 実績等 |
|-----------------|---|---|
| 成年後見等の審判請求 | 法定後見制度の申立人がいない高齢者等に対して区長が申立てを実施。 | 12 件 |
| 高齢者虐待防止連絡会 | 虐待の緑区での統計をもとに関係団体の取組み、連携方法を検討。認知症初期集中支援チーム区域検討委員会と併せて実施。 | 令和7年11月27日 参加者 34 名 |
| 被虐待高齢者相談支援 | 本人、家族、関係機関等からの通報・相談により対象者を把握し支援方針を検討。必要時、弁護士への相談や高齢者の施設等へ保護を実施。 | 新規把握 75 件 施設等への分離 14 件 |
| 成年後見 サポートネット | 権利擁護が必要な事例や第三者後見人候補者選定の検討が必要な事例の適切な支援のために、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職団体からの助言を受ける事例検討会等の開催。 出席者：区役所職員、地域包括支援センター職員、各専門職団体等 | 専門職会議 令和7年 6月2日 27 人 令和7年 9月1日 24 人 令和7年12月1日 18 人 令和8年 3月2日 17 人 全体会 令和7年 6月2日 49 人 令和7年 9月1日 44 人 令和7年12月1日 28 人 延 207 人 |
| 市民の意思決定支援事業 | エンディングノート普及啓発のため、区民向け普及啓発講座を実施。タイトル『自分らしく生きるために片付けから始める終活』緑区エンディングノート普及啓発講座を開催。 | 令和8年2月19日 35 人 |

(2) 地域包括ケアシステムの構築推進

ア 全体統括・指針策定

区域での地域包括ケアシステムの推進・方針について、区役所及び区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、三師会、自治会関係者等の多くの関係者と調整し、検討を進めます。

また、抽象的な概念である地域包括ケアシステムについて、関係者間で共通の認識をもてるように、令和4年3月に改定した「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた緑区アクションプラン」を活用し、一体的な構築を推進しています。

イ 地域ケア会議の開催

「地域包括ケアシステム」を構築するため、地域支援者や医療・介護関係者の相互理解を進め、地域の課題分析を積み重ねることで「個別課題解決」「ネットワーク構築」「地域課題発見」「地域づくり・資源開発」「政策形成」をめざした地域ケア会議を実施しています。

実施回数令和7年度 計 19 回

| | | |
|-----|------------------|----------------|
| 内 訳 | 個別ケース地域ケア会議 12 回 | } 地域包括支援センター主催 |
| | 包括レベル地域ケア会議 6 回 | |
| | 区レベル地域ケア会議 1 回 | 区主催 |

ウ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を持ちながらも、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるように、在宅医療と介護が切れ目なく連携して、効率的に提供される仕組みを構築します。

(ア) 在宅ケアみどりネットワークの運営

緑区における在宅ケアの充実を目指し、在宅ケアに関わる専門職種が参加する連絡会を運営します。多職種間の顔の見える関係づくりや、多職種連携における課題の検討に取り組んでいます。

令和7年度 6回開催

(イ) 在宅医療・介護連携研修の開催

・緑区ACP意見交換会～病院と在宅で「もしも手帳」をどう活かす？

令和7年12月23日（火）9時30分～11時30分

参加者 90名

(ウ) 緑区在宅医療相談室との連携・支援

在宅医療相談室事務局会議（年2回）や事例検討会等への参加等による連携推進や、市民啓発講演会等の広報よこはま掲載に係る活動支援等を行っています。

(エ) 介護保険関係団体との連携・支援

緑区訪問看護連絡会、緑区訪問介護連絡会、緑区通所介護連絡会等の活動支援と連携推進を行っています。

エ 生活支援体制整備事業

「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けられるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」の充実を図っていきます。

(ア) 生活支援コーディネーター連絡会 令和7年度 12回開催

(イ) 地域における協議体の開催（地域ケアプラザ主催・地域関係者主催） 令和7年度 11回開催

*協議体：活動やサービスの創出、または継続・発展させるための具体的な企画立案を行うことを目的として開催。

オ ケアマネジメントの質の向上

(ア) ケアマネジャー連絡会支援

区内ケアマネジャーの自主的な活動である緑区ケアマネ連絡会に参加し、連携を図っています。

(イ) ケアマネジャー支援

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心に、新任向け研修やエリア別連絡会を実施しています。

(3) 地域包括支援センターとの連携推進（区内7か所）

地域包括支援センターの3職種である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが行う要介護者への支援業務、介護保険制度や地域支援事業等の対応や運営について連携調整を図り支援しています。

ア 定例カンファレンスの開催 各地域包括支援センター

月1回開催

イ 地域包括支援センター職種別分科会の開催（令和7年度）

(ア) 主任ケアマネジャー分科会 12回

(イ) 社会福祉士分科会 11回

(ウ) 保健師等分科会 10回

(4) 介護予防事業

ア 元気づくりステーション事業

高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、活動の場「元気づくりステーション」の立ち上げや継続支援を行っています。

| | |
|-------|---------------------------|
| グループ数 | 区内 23 グループ (21 グループ活動継続中) |
| 内 容 | 体操・脳トレ・口腔講座・栄養講座等 |
| 実施回数 | 448 回 (年間) |
| 参加人数 | 実人数 540 名 延人数 6,165 名 |

イ 普及啓発事業

フレイル予防講演会

| | |
|-------|--|
| 開催日等 | 令和 7 年 10 月 16 日 |
| テ ー マ | 「フレイル」って聞いたことある？知らないと損する健康の話 |
| 内 容 | 【講演】 明治安田厚生事業団 体力医学研究所 研究員 高橋 淳太 氏 【健康チェック】 ゲームスポーツ、ベジチェック、滑舌チェック、AGEsセンサ血管年齢測定、開眼片足立ち、握力測定、立ち上がり、長座位体前屈 |
| 参加者 | 講演 157 名 健康チェック (延べ数) 326 名 |

区老連祭り

| | |
|------|--|
| 開催日等 | 令和 7 年 9 月 12 日 |
| 実施内容 | ほのぼの荘で行っている区老連祭りの中で、区役所とココカラファイン薬局十日市場店でフレイル予防の啓発と健康チェックを実施。 区役所・・・握力測定、長座位体前屈、フレイル予防の啓発 ココカラファイン薬局十日市場店・・・骨密度測定 その他、講師を依頼し、ハマトレ体操を行った。 |
| 参加者 | 握力 53 名、長座位体前屈 53 名 骨密度測定 50 名 延べ数 156 名 |

緑区衛生講習会

| | |
|------|---|
| 開催日等 | 令和 8 年 3 月 10 日 |
| 実施内容 | 衛生講習会の参加者 (クリーニング店、理髪店) に対して、フレイル予防の概論、運動 (ハマトレ)、栄養、口腔、社会参加などフレイル予防に関する講話を実施。 |
| 講 師 | 高齢障害支援課 高齢者支援担当 保健師 |
| 参加者 | 40 名 |

ウ 地域支援者の養成

地域組織の育成・支援

フレイル予防ちよい足し講座

| | |
|------|---|
| 開催日等 | ①令和7年10月28日 ②令和7年12月9日 ③令和8年1月13日 |
| テーマ | ①フレイル概論・運動と栄養 ②オーラルフレイルについて・音楽 ③社会参加や交流、「あんしん救急」 |
| 講師 | ①理学療法士 加藤 潤氏、管理栄養士 苅部 康子氏 ②歯科衛生士 岩崎 妙子氏、音楽療法士 廣瀬 めぐみ氏 ③言語聴覚士 清水 宗平氏、緑消防署救急担当係長 植村 拓司氏 |
| 参加者 | ① 30名 ②27名 ③29名 |

明治安田生命 リンクワーカー

| | |
|------|---|
| 開催日等 | 令和7年9月16日 |
| テーマ | フレイル予防の概論、運動、栄養、口腔、社会参加について フレイル予防講演会の案内 |
| 講師 | 高齢障害支援課 高齢者支援担当 保健師 |
| 参加者 | 25名 |

3 介護保険担当
介護保険関係

(1) 介護保険の申請受理・要介護認定（令和8年3月31日現在）

| | |
|---------|--------------------------|
| 申請受理件数 | 7,165 件（うち、新規申請 3,166 件） |
| 審査会実施件数 | 146 回 |
| 要介護認定者数 | 9,554 人 |

<要介護度別の内訳>

| 要介護度 | 人数 | 割合 |
|------|-------|--------|
| 要介護5 | 678 | 7.1% |
| 要介護4 | 1,149 | 12.0% |
| 要介護3 | 1,291 | 13.5% |
| 要介護2 | 1,990 | 20.8% |
| 要介護1 | 1,626 | 17.0% |
| 要支援2 | 1,544 | 16.2% |
| 要支援1 | 1,276 | 13.4% |
| 計 | 9,554 | 100.0% |

(2) ケアプラン作成に係る届出の受理

個々の高齢者の状況に合わせ、介護保険サービスを組み合わせた、居宅サービス計画（ケアプラン）作成に係る届出を受理します。

<ケアプラン作成届出者数>（令和8年3月31日現在）

| 要介護度 | 人数 | 割合 |
|------|-------|--------|
| 要介護5 | 511 | 6.8% |
| 要介護4 | 908 | 12.0% |
| 要介護3 | 1,060 | 14.0% |
| 要介護2 | 1,743 | 23.1% |
| 要介護1 | 1,298 | 17.2% |
| 要支援2 | 1,244 | 16.5% |
| 要支援1 | 784 | 10.4% |
| 計 | 7,548 | 100.0% |

4 障害者支援担当

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという障害者基本法の理念に基づき、障害のある方が地域で安心して生活を送れるように、障害福祉サービスの利用などの相談をお受けし、障害福祉サービス等の利用が適切にできるように調整をしました。

また区内の障害福祉サービス事業所や関係団体と連携し、障害福祉サービス事業所の自主製品の販売等を実施し、啓発活動に取り組みました。

<障害者支援>

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスの支給決定等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、区役所では、サービス利用を希望される方の状況生活状況等をお伺いするため障害支援区分の認定調査を実施し、上記の調査に基づき障害福祉サービスの支給決定等を行いました。

<サービス種類ごとの支給決定件数>

| サービス種類 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 介護給付 | 1,584件 | 1,591件 | 1,630件 |
| 訓練等給付 | 861件 | 922件 | 972件 |
| 地域生活支援事業 | 954件 | 955件 | 937件 |
| 地域相談支援給付 | 4件 | 0件 | 3件 |
| 計画相談支援給付 | 831件 | 873件 | 914件 |

(2) 身体障害者手帳の交付

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある方へ身体障害者手帳を交付しました。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 新規交付者数 | 332人 | 348人 | 393人 |
| 所持者数（年度末現在） | 4,859人 | 4,822人 | 4,824人 |

<身体障害者手帳所持者数 内訳> R8.3.31 現在

| 障害種別 | 人数 | 割合 |
|----------------|--------|-----|
| 視覚障害 | 329人 | 7% |
| 聴覚・平衡機能障害 | 551人 | 11% |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 63人 | 1% |
| 肢体不自由 | 2,114人 | 44% |
| 内部障害 | 1,767人 | 37% |

(3) 愛の手帳（療育手帳）の交付

児童相談所(18歳未満の方)又は障害者更生相談所(18歳以上)において知的障害と判定された方に愛の手帳（療育手帳）を交付しました。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 新規交付者数 | 120人 | 140人 | 120人 |
| 所持者数（年度末現在） | 2,155人 | 2,255人 | 2,310人 |

(4) 緑区地域自立支援協議会

障害のある方への支援の充実を図るため、区内の障害福祉サービス事業および区役所の相互の情報共有や協議、調整を行いました。代表者会議・事務局会議のほか、5専門部会・1連絡会があり、リモートで参加できるウェブ会議を取り入れて実施しました。

<令和7年度実績>

| 名称 | 開催数 | 内容 |
|----------|-----|--|
| 代表者会議 | 1回 | 各専門部会・連絡会や関係機関の代表者が集まり協議会の運営状況を共有する会議 |
| 全体会議 | 2回 | 各専門部会・連絡会や関係機関の職員が集まり協議会の運営状況を共有する会議 |
| 事務局会議 | 12回 | 基幹相談支援センター、生活支援センター、区役所の3機関により区協議会の運営を進行管理する会議 |
| 専門部会・連絡会 | 20回 | 領域別、障害種別等の専門的な検討、地域課題の協議を行う会議 |
| 研修 | 3回 | 障害者虐待防止の研修・発達障害者支援研修・地域ケアプラザ合同研修 |

(5) 普及啓発事業

| 事業名 | 開催日数等 | 参加事業所 | 内容 |
|------------------------------|-------|---------------|---|
| みどりハートフルマーケット (障害者自主製品販売) | 190日 | 14事業所のべ515事業所 | 区内の障害福祉事業所で利用者が作成している自主製品を区役所で販売しています。ホームページ掲載やチラシの配布によりPR協力しました。 |

(6) 健康講座－生活習慣病予防

参加者が自らの身体について知り、生活習慣を振り返ることを通して生活改善への意欲を持ち、生活習慣病予防に取り組むことができることを目的として実施しています。

| 施設 | 内容 | 参加者数 |
|---------|-----------|------|
| グループホーム | 健康講座・食事指導 | 5人 |

<難病支援>

病気や療養生活などについて、相談をお受けするほか、保健師が自宅へ訪問しました。

難病患者及び家族が疾病と治療について理解し療養生活に役立てられるように、患者・家族の会「緑ふれあい会」を開催し専門職による講話や交流を実施し、専門医による講演会を実施しました。

<令和7年度>

| | 開催回数 | 内 容 | 参加者数 (患者・家族) |
|--------|------|--|---|
| 緑ふれあい会 | 5回 | 1回目：医師 治療や日常生活の工夫点 2回目：薬剤師 正しい薬の服用や工夫点など 3回目：理学療法士 自宅でもできる体操など 4回目：保健師 体操や交流 5回目：音楽療法士 発声器官の維持向上など | 1回目：22人 2回目：14人 3回目：13人 4回目：7人 5回目：7人 |
| 難病講演会 | 2回 | 第1回 重症筋無力症 第2回 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) | 第1回 29人 第2回 23人 |

<精神保健福祉>

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「障害者総合支援法」に基づき、精神障害者の社会復帰への促進と自立を援助するとともに、区民の精神保健の向上を図ることを目的とし、①自立援助、②病院、障害福祉サービスに関する相談、③経済的援助、④精神科救急業務への対応を実施しました。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患を有する方のうち、発達障害・てんかんを含む精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 所持者数（年度末現在） | 2,311人 | 2,521人 | 2,698人 |

(2) 精神保健相談・訪問援助

心の健康相談から、診察を受けるにあたっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期などの相談をお受けしました。

相談の結果に基づき、医療機関・社会復帰施設・自助グループなどの紹介、児童相談所、職業安定所などの関係機関への紹介等を行い、面接・訪問による相談援助を実施しました。

ア ソーシャルワーカーによる精神保健相談・訪問援助

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 相談延人数 | 3,580人 | 3,894人 | 3,632人 |
| 訪問延人数（再掲） | 462人 | 348人 | 324人 |

イ 精神科医（嘱託医師）による精神保健相談

| 実施回数 | 相談 | 訪問（再掲） |
|------|-----|--------|
| | 実人数 | 実人数 |
| 回 | 57人 | 3人 |

(3) 集団援助活動

同じ問題を抱えるもの同士が仲間づくりを進める場、心の病を理解し接し方や社会復帰のあり方を考えるなど集団での援助活動を行いました。

ア 精神障害者生活教室「みのりの会」

主に在宅の障害者を対象に、集団を通して対人関係の改善・意欲の向上、相互の交流を図り、社会生活への適応を促すことを目的として実施しました。話合い、スポーツ、レクリエーション、調理教室、健康教室などを行いました。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------|------|------|------|
| 開催回数 | 42回 | 42回 | 43回 |
| 参加者数(のべ) | 443人 | 465人 | 352人 |

イ アディクション家族教室(北部4区合同)

北部4区(港北区・緑区・青葉区・都筑区)合同で毎月、アルコール・ギャンブル・薬物などの依存症の患者家族の方による話合いと、専門家による相談の場を設けました。

<緑区会場での開催状況>

| 開催回数 | 参加者数 | 内容 |
|----------------|------|--|
| (10~12月) 3回 | 11人 | CRAFT(飲酒問題や薬物問題に悩む家族のためにアメリカで開発されたプログラム)を用いて対立を招かずに治療を進める方法を学びました。 |

(4) 自主活動団体への支援

| 事業名 | 開催回数 | 内容 |
|----------------------|------|---------------------------|
| 緑区精神障害者家族会 (みどり会) | 5回 | 定例会や勉強会への参加と活動への支援を行いました。 |

(5) 精神科救急対応

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく通報等により、自傷他害のおそれのある精神障害者等の診察、入院措置等を支援しました。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------------------|------|------|------|
| 診察及び保護の申請(法第22条) | 0件 | 0件 | 0件 |
| 警察官の通報(法第23条) | 47件 | 23件 | 34件 |
| 検察官の通報(法第24条) | 2件 | 0件 | 0件 |

V こども家庭支援課

1 こども家庭係

<母子保健>

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付時に、出産や育児の質問や相談を受け、情報を提供します。
また、育児支援が必要な家族を把握し支援します。(速報値)

| | | | |
|-----------|---------|----------|---------|
| 交付総数 | 1,046 冊 | 交付時面接相談数 | 1,063 件 |
| 妊娠中 | 1,031 冊 | | |
| 出産後 | 0 冊 | | |
| 双胎・多胎(再掲) | (31 冊) | | |
| 再交付 | 15 冊 | | |
| 外国語版(再掲) | (40 冊) | | |

(2) 母親(両親)教室の実施

主に初産の妊婦を対象に、健康な妊娠中の生活と安全な出産、子育てのために必要な知識や技術の学習と地域での仲間づくりを目的に実施しています。

ア 福祉保健センター母親(両親)教室

| 実施回数(延数) | | コース(1コース4回)延べ48回 | | | | |
|----------|-----|------------------|-----|-----|-----|----|
| 受講者数 | | 内 | 初産婦 | 経産婦 | 夫 | 家族 |
| 実数 | 287 | 訳 | 178 | 0 | 109 | 0 |
| 延数 | 792 | | 540 | 0 | 252 | 0 |

イ プレパパ・プレママ講座

初めてお父さんお母さんになる人を対象に、沐浴実習(赤ちゃんのお風呂の入れ方)と胎児の成長や産後の生活についての講話、子育てにおける夫婦のコミュニケーションの大切さを体験する「妊娠出産産後すぐらく」を実施しています。

| 開催日 | 参加人数 (組数) | 開催日 | 参加人数 (組数) |
|----------|--------------|-----------|--------------|
| 4月26日(土) | 30(15) | 10月11日(土) | 34(17) |
| 5月24日(土) | 51(26) | 11月8日(土) | 48(24) |
| 6月28日(土) | 46(23) | 12月13日(土) | 42(21) |
| 7月12日(土) | 38(19) | 1月24日(土) | 54(27) |
| 8月23日(土) | 44(22) | 2月28日(土) | 31(16) |
| 9月27日(土) | 38(19) | 3月14日(土) | 42(21) |
| 合計 | | | 498(250) |

(3) 妊産婦健康相談・母性相談

母子保健法に基づき、妊産婦健康相談や女性の健康全般にかかわるさまざまな相談に対応しています。(速報値)

| 相談種別 | 内 容 | 相談延べ件数 | |
|--------------------------------|--|--------|-----|
| | | 面接 | 電話 |
| 母子健康手帳交付時の相談 | 母子健康手帳の活用や妊娠初期の相談・保健指導 | 1,063 | |
| 妊産婦健康相談・母乳育児相談 4か月児健診時の母性相談 | 妊婦相談や産後1年未満のお母さんの身体と心の相談・卒乳までの母乳相談や育児の相談など | 158 | 228 |
| 女性の健康相談 | 思春期・更年期・家族計画・不妊相談など | 0 | 0 |

※母乳育児相談については、相談日(年24回)の他にも随時対応しています。

(4) 母子訪問指導事業

母子保健法に基づき、未熟児、新生児、妊産婦の訪問指導を実施しています。新生児(第1子は基本全数訪問)・乳児と母親を対象に助産師、保健師、母子訪問指導員による訪問指導を行っています。

<出生数等> (速報値)

| | |
|------------------|-------|
| 出生届出数 (令和7年中) | 1,430 |
| 未熟児出生数 (再掲概数) | 95 |

<訪問状況> (速報値)

| | 未熟児 | 新生児 | 乳児 | 幼児 | 児童 | 妊婦 | 産婦 | その他 |
|---------------|----------|---------|------|-----|-------|----|-----|-----|
| | 2,500g以下 | 生後28日以内 | 0~1歳 | 就学前 | 6~12歳 | | | |
| 職員訪問数 (実数) | 70 | 92 | 109 | 67 | 3 | 12 | 260 | 1 |
| 職員訪問数 (延数) | 75 | 101 | 132 | 84 | 3 | 14 | 311 | 1 |
| 母子訪問員 訪問数 | | 372 | | | | | 372 | |

(5) こんにちは赤ちゃん訪問事業

平成21年1月から横浜市では「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を開始しました。生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭に地域の訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供を行い、養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図っています。(速報値)

| | |
|------|------|
| 訪問員数 | 訪問件数 |
| 42人 | 984件 |

<乳幼児健康診査>

緑区医師会、緑区歯科医師会の協力を得て、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、乳幼児の健康保持増進を図るとともに、養育者の子育て支援を行います。健診の結果により、経過健診や療育相談を行います。また、健診後必要な場合は個別心理相談、心理集団指導（親子教室）を実施します。

(1) 4か月児健康診査（問診、計測、診察、集団指導、個別相談）（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数 | | 22 | 20 | 19 |
| 対象者数 | | 1,160 | 1,161 | 1,039 |
| 受診者数 | | 1,153 | 1,132 | 1,012 |
| 受診率(%) | | 99.4 | 97.5 | 97.4 |
| 結果 | 終了 | 778 | 780 | 598 |
| | | 352 | 375 | 414 |
| | 要支援 | 116 | 118 | 113 |
| | 医療機関紹介 | 96 | 86 | 110 |
| | 治療中 | 198 | 188 | 191 |

※1 終了以外の内訳には、重複者を含みます。

(2) 1歳6か月児健康診査（問診、計測、診察、歯科健診、集団指導、個別相談）（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数 | | 23 | 22 | 21 |
| 対象者数 | | 1,276 | 1,198 | 1,137 |
| 受診者数 | | 1,243 | 1,153 | 1,107 |
| 受診率(%) | | 97.4 | 96.2 | 97.4 |
| 結果 | 終了 | 709 | 683 | 541 |
| | | 470 | 534 | 566 |
| | 要支援 | 360 | 315 | 340 |
| | 医療機関紹介 | 37 | 41 | 50 |
| | 治療中 | 215 | 187 | 176 |

※1 終了以外の内訳には、重複者を含みます。

(3) 3歳児健康診査（問診、計測、診察、歯科健診、尿検査、集団指導、個別相談）（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数 | | 24 | 23 | 22 |
| 対象者数 | | 1,351 | 1,313 | 1,211 |
| 受診者数 | | 1,320 | 1,293 | 1,190 |
| 受診率(%) | | 97.7 | 98.5 | 98.3 |
| 結果 | 終了 | 814 | 791 | 659 |
| | | 502 | 506 | 531 |
| | 要支援 | 232 | 255 | 250 |
| | 医療機関紹介 | 61 | 46 | 36 |
| | 治療中 | 275 | 255 | 245 |

※1 終了以外の内訳には、重複者を含みます。

(4) 事後健診の実施状況

ア 経過健診

乳幼児健康診査や電話相談・訪問活動等で把握した発育・発達の遅れ等について専門医師の診察と相談を行っています。(R7年度速報値)

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------------|--------------|------|------|------|
| 開設数 | | 12 | 12 | 12 |
| 受診者数 | 実数 | 62 | 63 | 60 |
| | 延数 | 71 | 75 | 67 |
| 年度末の状況 ※1 | 終了 | 54 | 47 | 46 |
| | 経過健診の継続 | 3 | 3 | 4 |
| | 4か月療育相談 | 0 | 3 | 1 |
| | 保健師による電話・訪問等 | 0 | 1 | 2 |
| | 医療機関紹介 | 4 | 9 | 7 |
| | その他 | 0 | 1 | 1 |

※1 年度末の状況の内訳には、重複者を含みます。

イ 4か月療育相談

4か月児健診や乳幼児訪問等で把握された乳幼児で、運動発達への心配があり、療育等が必要な児に対して、横浜市北部地域療育センター（以下「療育センター」という。）から派遣された医師や理学療法士の専門的なアドバイスを行うとともに、必要時には療育センターへの紹介を行っています。(R7年度速報値)

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|----------------|------|------|------|
| 開設数 | | 8 | 6 | 6 |
| 受診者数 | 実数 | 17 | 21 | 13 |
| | 延数 | 25 | 31 | 17 |
| 年度末の状況 | 終了 | 10 | 4 | 9 |
| | 4か月療育相談継続 | 1 | 5 | 1 |
| | 保健師による電話・訪問等 | 1 | 3 | 5 |
| | 療育センターへの紹介 | 3 | 6 | 2 |
| | 医療機関への紹介（北療除く） | 1 | 2 | 1 |
| | その他（転居等） | 1 | 1 | 0 |

ウ 1歳6か月児療育相談

ことばが遅い、多動等の相談に対して、療育センターから派遣された医師や心理士、ソーシャルワーカーが、発達評価や育児のアドバイスを行い、療育の必要な児に対しては適切な療育機関や地域訓練会・保育園等の紹介を行っています。

<令和7年度状況>（速報値）

| 実施回数 | 受診者 実人数 | 受診者の年度末状況 | | |
|------|------------|-----------|----------|-----------|
| | | 終了（転居含む） | 療育センター紹介 | 保健師による電話等 |
| 4 | 6 | 0 | 3 | 3 |

エ 個別心理（幼児相談）

乳幼児健診や養育者からの相談等から把握した、ことばや発達上及び保育上の問題をもっている児を対象に、発達相談員による発達相談、育児指導を行っています。（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 | |
|-------------------|------------------|--------------------|------|------|-----|
| 開設数 | | 112 | 118 | 110 | |
| 受診者数 | 実数 | 235 | 238 | 231 | |
| | 延数 | 285 | 291 | 278 | |
| 受診者の 年度末 状況 | 終了 以外の者 ※1 | 心理個別 | 77 | 77 | 87 |
| | | 療育センター (療育相談含む) | 108 | 111 | 100 |
| | | 保健師フォロー | 3 | 5 | 15 |
| | | その他 | 7 | 10 | 12 |
| | 終了 | 心配解消 | 8 | 7 | 9 |
| | | 発達適応 | 29 | 24 | 17 |
| | | 転居 | 3 | 4 | 3 |

※1 終了以外の者の内訳には、重複者を含みます。

<令和7年度 新規相談者 172人 内訳>※2（速報値）

| 初回相談時年齢 | 人数 | 相談動機 | 人数 |
|--------------|----|-----------|----|
| 0歳～2歳5か月 | 43 | 1歳6か月児健診 | 2 |
| 2歳6か月～2歳11か月 | 20 | 3歳児健診 | 38 |
| 3歳0か月～3歳5か月 | 44 | こども家庭支援相談 | 86 |
| 3歳6か月～3歳11か月 | 21 | 転入 | 5 |
| 4歳～ | 44 | その他 | 16 |

※2 新規相談者数欄の（ ）内は、健康診査時に「要支援」等の診断を受けた者に対して個別心理を行った数を再掲

オ 集団心理指導（親子教室）

1歳6か月児健診後の要観察中の親子を中心に、集団での遊びの体験を通し養育者の保育意識の向上、児の発達を促す援助を行っています。（1コース 6回）（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| 開設数 | | 2コース (12回) | 2コース (12回) | 2コース (12回) |
| 参加組数 | 実数(組) | 14 | 20 | 22 |
| | 延数(組) | 65 | 102 | 109 |
| 終了時 の状況 ※1 | 心理個別 | 14 | 18 | 19 |
| | 療育センター (療育相談含む) | 1 | 1 | 0 |
| | 保健師フォロー | 2 | 1 | 10 |
| | 3歳児健診 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 10 | 7 | 10 |

※1 終了時の状況の内訳には、重複者を含みます。「その他」地域訓練会見学・導入

< 歯科保健 >

緑区歯科医師会の協力を得て、健康保持増進のため、乳幼児健康診査にあわせて歯科健診を実施しています。また、1歳6か月児健診でむし歯発生の高リスクな子どもを対象に、3歳児まで継続的に健診及び歯科保健指導を行います。

(1) 1歳6か月児歯科健診（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 受診者数 | | 1,242 | 1,152 | 1,106 |
| 受診率（%） | | 99.9 | 96.2 | 97.3 |
| 一人平均生歯数 | | 14.0 | 13.1 | 13.6 |
| 受診者数 のうち むし歯 有りの者 | 人数 | 11 | 4 | 4 |
| | 割合（%） | 0.9 | 0.3 | 0.4 |
| | 総本数 | 22 | 13 | 13 |
| | 一人平均本数 | 2 | 3.2 | 3.3 |
| 不正咬合 | | 101 | 103 | 116 |
| 軟組織異常 | | 245 | 202 | 216 |
| その他の所見 | | 135 | 113 | 96 |

(2) 3歳児歯科健診（R7年度速報値）

| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 受診者数 | | 1,316 | 1,292 | 1,189 |
| 受診率（%） | | 99.7 | 98.4 | 98.2 |
| 受診者数 のうち むし歯 有りの者 | 人数 | 85 | 64 | 61 |
| | 割合（%） | 6.4 | 4.9 | 5.0 |
| | 総本数 | 281 | 200 | 205 |
| | 一人平均本数 | 3.3 | 3.1 | 3.4 |
| 不正咬合 | | 225 | 227 | 227 |
| 軟組織異常 | | 134 | 105 | 127 |
| その他の所見 | | 198 | 132 | 180 |

(3) 1歳6か月児歯科健診事後指導

1歳6か月から3歳まではむし歯の急増期にあたるため、健康な口腔の維持を目的として、1歳6か月児健診受診者にむし歯活動性試験を実施するとともに、特にむし歯感受性の高い者を対象に重点的に歯科健診・保健指導を行っています。（速報値）

| | 対 象 | 時 期 | 内 容 | 実施回数 | 人数 |
|------------------|---|-----------------------|---------------------------|------|-----|
| むし歯予防・ 歯みがき教室 | 1歳6か月健診時に ①むし歯を保有している児 ②近い将来むし歯になる可能性 の高い歯を保有している児 ③むし歯活動性試験の結果判定 が2以上の児 | 1歳6か月健診後 1～2か月頃 | むし歯予防に 関する講話 歯みがき実習 | 12回 | 43人 |
| 経過歯科健診 | むし歯予防・ 歯みがき教室受講者 | 上記教室受講後3歳 まで定期的に実施 | 歯科健診 歯みがき実習 | 12回 | 69人 |

<むし歯活動性試験（CAT21）実施状況>（R7年度速報値）

| 評価指数 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 事後指導対象 | 3+ | 0 | 2 | 1 | 0 |
| | 2.5+ | 24 | 22 | 19 | 6 |
| | 2+ | 169 | 153 | 139 | 203 |
| | 小計 | 193 | 177 | 159 | 209 |
| | 割合(%) | 16.3 | 14.3 | 13.8 | 18.9 |
| 1.5+ | 319 | 268 | 206 | 280 | |
| + | 320 | 394 | 311 | 339 | |
| ± | 233 | 312 | 351 | 156 | |
| - | 117 | 90 | 123 | 122 | |
| 合計 | 1,182 | 1,241 | 1,150 | 1,106 | |

※ 7段階判定で、3+評価が最もむし歯感受性が大きくなります。

(4) 妊産婦歯科相談（速報値）

| 実施回数 | 個別指導数 |
|------|-------|
| 12回 | 2人 |

(5) 乳幼児歯科相談（速報値）

| 実施回数 | 個別指導数 |
|------|-------|
| 12回 | 66人 |

(6) 歯科衛生教育（母親教室）（再掲 「こども家庭支援課及び高齢・障害支援課との連携事業」22ページ）

| 回数 | 延人数 |
|-----|------|
| 12回 | 195人 |

(7) 歯つつらつ1歳児（個性ある区づくり推進費事業）

養育者が子どもの口腔に関心を払う時期をとらえ、「健康な口腔を保つこと」の必要性を理解し、生活の中で活かせるようになることを目的とした体験学習会を開催しました。

| 開催数 | 参加組数（人数） |
|-----|------------|
| 15回 | 105組（220人） |

<児童福祉>

(1) 母子生活支援施設

18歳未満の児童がいる母子世帯がいろいろな事情から子どもを育てる上で環境面、生活面などで援助を必要としている場合に入所し、安心して自立に向けた生活が営まれるようにつくられた施設です。

入所や緊急一時入所の相談、施設入所に向けての調整を行います。また、施設と連携して入所世帯の相談等に応じます。

様々な家庭の事情から当面の行き場を失った母子について、緊急に必要な保護や援助を行うとともに、生活に必要な資金や品物も援助しています。

| | |
|------|----|
| 入所件数 | 0件 |
|------|----|

(2) 助産施設

保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができないときに、その妊産婦に助産施設で出産できるようにします。

利用者は原則として、前年分の市民税非課税以下の世帯に限られます。

| | |
|------|----|
| 入所件数 | 2件 |
|------|----|

(3) 母子家庭等就労支援事業

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターに就労相談を行う母子就労支援員を配置し、区福祉保健センターと協力して就労・自立支援を実施しています。(生活保護受給者は除く。)

| | |
|--------------------|----|
| 相談者数(区を通じて相談した方のみ) | 0人 |
|--------------------|----|

<障害児支援>

障害のある児とその家族が地域で安心してすこやかな生活を送れるように、相談や障害者総合支援法、児童福祉法に基づいた障害福祉サービスの支給決定等の支援を行っています。

(1) 知的障害児福祉(速報値)

| | |
|-----------------------------|------|
| 療育手帳(愛の手帳) 所持者数(3月31日現在) | 826人 |
|-----------------------------|------|

(2) 身体障害児福祉(速報値)

| | |
|--------------------------|------|
| 身体障害者手帳 所持者数(3月31日現在) | 121人 |
|--------------------------|------|

(3) 児童福祉法・障害者総合支援法に基づくサービス支給(3月31日現在) (速報値)

| | |
|------|--------|
| 決定者数 | 1,061人 |
|------|--------|

(4) 障害者総合支援法等(速報値)

| | |
|--------------|-----|
| 日常生活用具の給付・貸与 | 98件 |
| 補装具の交付 | 79件 |
| 住環境整備の助成 | 0件 |

<手当関係>

<支給件数> (R7年度速報値)

| 手当名称 | 支給対象・期間 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------|--|--------|--------|--------|
| 児童手当 | 日本国内に住所を有し、高校生年代までの児童を養育している方。 (令和6年10月の制度改正により、所得制限の撤廃や高校生年代まで延長等、支給範囲が拡大されました。) | 19,046 | 24,965 | 24,350 |
| 児童扶養手当※ | 父母の離婚・死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳未満)について手当を支給します。(所得制限あり) (公的年金給付を受けている人は支給額に応じて手当の一部または全部が支給停止になります。) | 1,190 | 1,157 | 1,084 |
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満の障害児を養育する保護者に、障害の程度に応じて支給します。(所得制限あり) | 334 | 343 | 345 |
| 障害児福祉手当 | 20歳未満の重度障害児で常時介護を必要とする場合に支給します。(所得制限あり) | 99 | 98 | 98 |

※児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当支給件数は各年度の現況届出数

<医療給付事務>

母子保健法、児童福祉法及びその他関係法規に基づく各種の医療給付制度について申請書の受理、医療券の交付を行います。

| 制度名 | 対象疾病など | 対象範囲 | R7年度 給付件数 |
|----------------|---|-------------------------|--------------|
| 未熟児養育医療給付 | 出生体重が2,000g以下、又は発育未熟で入院療養が必要な0歳児が指定医療機関で治療する場合 | 新生児 | 34 |
| 自立支援医療(育成医療)給付 | 肢体不自由・心臓疾患・先天性内臓疾患・視聴覚障害・音声言語障害などの障害があり指定医療機関で治療する場合 | 18歳未満 | 3 |
| 結核児童療育医療給付 | 結核にかかっている児童が国の指定する医療機関に入院した場合。また学習や療養生活に必要な物品の無料支給 | 18歳未満 | 0 |
| 小児慢性特定疾病医療給付 | 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患、皮膚疾患など。自己負担あり | 20歳未満 新規申請は 18歳未満 | 170 |

<特別乗車券等に関する事務>

児童扶養手当受給世帯、障害児等に対して、福祉特別乗車券など各種の交通手段への補助制度があります。

<児童扶養手当受給世帯>

| 補助制度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------------|------|------|------|
| 福祉特別乗車券(新規申請) | 169 | 179 | 151 |
| JR通勤定期券の割引 | 124 | 97 | 84 |

<障害児等>

| 補助制度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------------------------|------|------|------|
| 福祉特別乗車券(新規申請) | 95 | 91 | 92 |
| 在宅重度障害者福祉タクシー利用券(新規申請) | 10 | 14 | 8 |
| 有料道路障害者割引 | 100 | 95 | 85 |
| 障害者自動車燃料券(新規申請) | 24 | 25 | 26 |

<子育て支援事業>

(1) 赤ちゃん教室

初めての赤ちゃん（0歳児）と養育者を対象に、月1回程度、自治会館などで赤ちゃん教室を開催しています。親子遊びや育児相談、参加者同士の交流、情報交換を行っています。（14会場）

| 地区名 | 会場 | 実施回数 | 参加数 |
|--------------------------------|-----------------|------|-------|
| 東本郷1～6丁目、東本郷町 | 県営東本郷団地集会所 | 9 | 115 |
| 鴨居1～7丁目、鴨居町、竹山 | 鴨居地域ケアプラザ | 9 | 177 |
| 白山 | 白山地区センター | 9 | 158 |
| 台村町、森の台 | 森の台小コミュニティハウス | 9 | 94 |
| ※ 中山、寺山町、上山 | 中山自治会館 | 9 | 121 |
| 中山、寺山町、上山 | 中山地域ケアプラザ | 9 | 111 |
| 青砥町、小山町、北八朔町、西八朔町 | 山下地域交流センター | 9 | 61 |
| 三保町 | 三保町自治会館 | 9 | 132 |
| 十日市場町、新治町 | 地域子育て支援拠点「いっぽ」 | 9 | 209 |
| 霧が丘 | 霧が丘地域ケアプラザ(霧の里) | 9 | 51 |
| 長津田（奇数月生まれ） | 長津田地域ケアプラザ | 9 | 105 |
| 長津田町、いぶき野、 長津田みなみ台1,2,3,7丁目 | 御前田自治会館 | 9 | 158 |
| 長津田みなみ台4,5,6丁目 | プリマシティ管理棟 | 9 | 76 |
| ※ 長津田（偶数月生まれ） | 長津田地域ケアプラザ | 9 | 121 |
| 合計（※印は、委託） | | 126 | 1,689 |

※委託会場（2か所）については、特定非営利活動法人グリーンママに運営（講師手配・教室開催）を委託しています。その他の会場については、区保健師及び区が依頼する講師（保育士・栄養士・歯科衛生士）が実施しています。

(2) 子育て支援者事業

子育ての身近な相談役として「子育て支援者」を委任し、区内の地区センター等において、子育て相談と地域の子育てグループの支援を行っています。（11会場）

| | 実施回数 | 相談者数 | 相談件数 | 来所者数 | 1回平均来所者数 |
|---------------|------|-------|-------|-------|----------|
| 十日市場地区センター | 51 | 124 | 162 | 509 | 10 |
| 中山地区センター（火曜日） | 47 | 143 | 167 | 764 | 16 |
| 長津田地区センター | 49 | 105 | 169 | 423 | 9 |
| 森の台小コミュニティハウス | 50 | 65 | 73 | 365 | 7 |
| 白山地区センター | 50 | 126 | 156 | 674 | 13 |
| みどり台自治会館 | 50 | 100 | 106 | 451 | 9 |
| サンクタスシティ | 49 | 81 | 98 | 519 | 11 |
| 鴨居地域ケアプラザ | 49 | 199 | 334 | 1017 | 21 |
| 中山地区センター（金曜日） | 50 | 260 | 310 | 922 | 18 |
| 長延寺 | 46 | 178 | 260 | 725 | 16 |
| プリマシティ | 51 | 96 | 109 | 625 | 12 |
| 東本郷集会所 | 50 | 105 | 130 | 740 | 15 |
| 計 | 592 | 1,582 | 2,074 | 7,734 | |

(3) 産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中または出産後5か月未満で心身の不調等により子育てに支障がある、あるいは、多胎児を出産後1年未満で家事や育児の負担の軽減を図る事業です。（速報値）

| | |
|------|-----|
| 申請件数 | 80件 |
|------|-----|

※実際の利用者人数とは一致しない。

(4) 産後母子ケア事業

産後育児について不安がある場合、母子でショートステイまたはデイケアを利用し、アドバイスを受けながら産後の育児について学ぶことができる場です。

訪問型母乳相談は、外出が困難な状況にある母子を対象に、居宅にて母乳や育児の支援を行う事業です。(速報値)

| ショートステイ延件数 | デイケア延件数 | 訪問型母乳相談延件数 |
|------------|---------|------------|
| 226 日 | 69 日 | 136 件 |

(5) 育児支援家庭訪問事業

児童の養育について支援が必要な家庭で、積極的に養育者自らが様々な支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、訪問による支援を実施しています。(速報値)

| 対象者数 | 延訪問回数 |
|------|-------|
| 4 世帯 | 94 回 |

(6) ファミリーサポートクラス事業

育児不安を軽減し、児童虐待に至らず安心して子育てができることを目的にグループミーティングを実施しています。(速報値)

| 実施回数 | 参加世帯数 | 延数 |
|------|-------|------|
| 22 回 | 12 世帯 | 31 人 |

(7) ペアレントコンサルテーション事業 (旧ママのハートバランス事業)

ファミリーサポートクラスのような「グループ」への参加になじめない方や、より個別に対応することが求められる方を対象に、個別の心理相談を実施します。

| 実施回数 | 個別相談数 (参加者数) |
|------|--------------|
| 23 回 | 34 人 |

(8) 一時託児事業

乳幼児健診や区事業開催時に、保育協力者による一時保育を実施しています。

また、保育協力者を育成するため研修を実施します。

| 一時保育事業数 | 保育協力者延数 | 保育乳幼児数 | 分離型保育 | 見守り型保育 |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| 210 回 | 447 人 | 3,896 人 | 110 人 | 3,786 人 |

(9) こども家庭相談

こども家庭支援課の保健師、助産師、社会福祉職が、原則0～18歳の子どもや認否とその家族などの保健や福祉に関する様々な相談や困りごとに電話、または面接で対応・支援します。

< R7年度主な相談内容 > (速報値)

| 主な内容 | 令和7年度 |
|-----------------|-------|
| 障害相談 | 2,495 |
| ひとり親相談 | 793 |
| 保健相談【基本的な生活】 | 356 |
| 育成相談 (性格行動、不登校) | 62 |
| 養護相談 | 53 |
| 非行・ぐ犯相談 | 2 |
| ひきこもり相談 | 2 |
| その他の相談 | 278 |

(10) 思春期保健事業

身体や生殖のしくみだけでなく、人間関係や自己決定力を養う人権教育である「包括的性教育」を行います。

ア 学齢期の子どもを対象に自分の身体を守るために必要な性に関する正しい知識や命の大切さ、思春期の子どもが抱える不安や悩みに対応するための知識と情報を伝え、子ども自身が考える体験を行います。

| 会場 | 実施回数 | 参加者 |
|--------|------|----------------------------------|
| 東鴨居中学校 | 1回 | 中学3年生 161人 学校関係者 10人 |
| 鴨居中学校 | 1回 | 中学3年生 140人 保護者地域関係者 24人 |
| 緑が丘中学校 | 1回 | 中学2年生 150人 学校関係者 7人 |
| 中山中学校 | 3回 | 中学1年生 258人、中学2年生 261人、中学3年生 307人 |

イ 講演会

令和7年度は思春期の子どもを育てる保護者を対象として講演会を開催しました。

| 講演名 | 参加者数 |
|--|------|
| 「親子で話すキッカケに！生と性のお話 ～子どもが安心して育つためにできること～」 講師 埼玉医科大学産婦人科医師 高橋 幸子 氏 | 167名 |

(11) 緑区地域子育て支援拠点「いっぼ」、「いっぼサテライト」（令和6年6月開所）

地域での子育て支援を推進するため、子育て中の人だけでなく子育て支援をしている人にも利用していただく施設です。以下の7つの事業を中心に子育て支援事業を行っています。

（サテライトでは、ア、イ、ウ、キを実施）

ア 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供【親と子の居場所事業】

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること【子育て相談事業】

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること【情報収集・提供事業】

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること【支援者ネットワーク事業】

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること【人材育成・活動支援事業】

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

【横浜市子育てサポートシステム区支部事務局運営事業】

キ 子育てに関する個別相談に応じ、家庭状況やニーズに合った支援制度等の案内、選択の支援、関係機関への仲介等により、制度・施設等の円滑な利用を支援すること【利用者支援事業】

〈利用実績〉

| | 事業名 | R 5年度 (延べ人数) | R 6年度 (延べ人数) | | R 7年度 (延べ人数) | |
|---|-------------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| | | | いっぽ | サテライト | いっぽ | サテライト |
| ア | 親と子の居場所 | 5,675 | 4,412 | 1,077 | 4,718 | 3,133 |
| イ | 子育て相談 | 250 | 294 | 108 | 326 | 250 |
| ウ | 情報収集・提供 | 652 | 542 | 144 | 768 | 249 |
| エ | 支援者ネットワーク | 766 | 1,628 | — | 2,185 | — |
| オ | 人材育成・活動支援 | 406 | 383 | — | 491 | — |
| カ | 子育てサポートシステム | 698 | 633 | — | 497 | — |
| キ | 利用者支援事業 | 418 | 472 | 0 | 308 | 156 |

※サテライトは令和6年度6月開所

※サテライト利用者支援事業は令和6年度3月開始

(12) 親と子のつどいの広場

未就学児の親子と一緒に遊んだり、親同士の交流、情報交換、子育ての相談などができる場です。

| 親と子のつどいの広場 | R 5年度 (延べ人数) | R 6年度 (延べ人数) | R 7年度 (延べ人数) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| みどりっこ親子の居場所 はなまる | 5,109 | 4,231 | 4,971 |
| ながつた パオパオ | 4,050 | ※ 1,644 | — |
| つどいの広場 みらいポケット | 2,208 | 4,111 | 2,968 |

※ながつたパオパオは、令和6年6月閉所

2 こどもの権利擁護担当

<女性の福祉相談>

配偶者や身近な人からの身体的・心理的等の暴力、その他家庭生活のご相談等、女性の抱えるさまざまな問題について相談をお受けしています。

<児童虐待・不適切養育への対応業務>

(1) 児童虐待対応

児童相談所と並び、市町村の窓口として、児童虐待に関する相談・通告を受理し、安全確認等の初期調査や緊急対応、継続支援を行っています。

【参考：児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数】

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|--------|--------|
| 区役所（18区） | 4,056 | 3,999 |
| 児童相談所（4か所） | 9,365 | 10,181 |
| 市全体 | 13,421 | 14,180 |

(2) こどもを守るネットワークづくり

こどもの権利擁護担当は、緑区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局を担っています。要保護児童等の早期発見や適切な支援のため、地域の関係者・関係機関が円滑に連携していくことを目的とし、警察、医師会、歯科医師会、保育所・幼稚園、学校、民生委員・児童委員の皆様、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、区社協、児童相談所など、の各機関代表者レベルを構成員とする実務者会議代表者会を年1回開催しています（旧・虐待防止連絡会代表者会議）。また、区域を4エリアに分けて、より地域に近い地区別会議を毎年全エリアで開催するほか、学校・保育園訪問等にて、関係機関の顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいます。

こうしたネットワークを構成する支援者向けに、外部講師や職員が研修を行い、地域の支援力向上にも取り組んでいます。

【参考】

| 種別 | 回数(回) | 参加者数(人) |
|-------------|-------|---------|
| 緑区実務者会議代表者会 | 1 | 32 |
| 緑区実務者会議地区別会 | 4 | 150 |

(3) 児童虐待防止に関する普及啓発

未来を担う子どもたちを守るため、子どもたちが安心して成長できるよう、広く地域に向けた児童虐待防止の普及啓発を進めています。

| | 内容 | 実施日等 |
|------------------------|--|---------------------------|
| 区民向け講演会 | 「子育て練習プログラム『ちはっさく』どならない練習でちょっとラクな子育て」 講師：伊藤 徳馬（茅ヶ崎市こどもセンター所長） | 令和8年1月26日 参加者：107名 |
| 児童虐待防止啓発イベント | 緑区民まつりに横浜市こども虐待防止キャラクター「キャッピー」と参加、啓発グッズ配布 | 令和7年10月19日 グッズ配布数：825個 |
| 児童虐待防止啓発展示 | 緑図書館共催「大切にしよう！こどもの権利」ポスター展示&関連図書紹介 | 令和7年11月6日～27日 |
| オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン | 「大切にしよう！こどもの権利」啓発パネル展示 | 令和7年11月5日～28日 |

3 保育担当

<保育所等利用申請に関する事務>

児童福祉法、子ども・子育て支援法及びその他関係法規に基づき、保育所等（認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園（保育利用））の利用希望者に対する、給付認定事務と、利用調整事務を行います。

また、子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園についても、利用希望者に対する給付認定事務を行います。

(1) 保育所等の定員

ア 認可保育所

0～5歳児の児童を対象に、保護者が働いていたり、病気などで乳幼児を日中保育できなかつたりするときに、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく施設です。

<施設数及び定員>

| | 公 立 | | | 私 立 | | | 計 | | |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 |
| 施設数 | 3 | 3 | 3 | 41 | 41 | 42 | 44 | 44 | 45 |
| 定 員 | 339 | 339 | 339 | 3,044 | 3,020 | 3,014 | 3,383 | 3,359 | 3,353 |

イ 小規模保育事業

0～2歳児の児童を対象に、保護者が働いていたり、病気などで乳幼児を日中保育できなかつたりするときに、保護者に代わって保育する事業です。定員が6～19人と比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を実施します。

<施設数及び定員>

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 施設数 | 16 | 16 | 16 |
| 定員 | 221 | 229 | 232 |

ウ 家庭的保育事業

0～2歳児の児童を対象に、保護者が働いていたり、病気などで乳幼児を日中保育できなかつたりするときに、保護者に代わって保育する事業です。家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施します。

<施設数及び定員>

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 施設数 | 2 | 2 | 1 |
| 定員 | 8 | 8 | 5 |

エ 認定こども園（保育利用）

0～5歳児（※）の児童を対象に、教育・保育を一体的に行う施設で、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設です。

認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つに分類されており、緑区には幼稚園型認定こども園（3歳から利用開始）が2園あります。

※令和4年度時点で緑区内には幼稚園型認定こども園のみのため、0～2歳児の児童の預かりは行っていません。

<施設数及び定員>

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----|------|------|------|
| 施設数 | 2 | 2 | 2 |
| 定員 | 40 | 40 | 40 |

(2) 保育所等の利用申請状況

<申請状況> ※令和4年度集計分より、転園申請を含みます。

| 年 齢 | 令和8年度（令和8年4月1日現在） | | | | | | | 過年度申請者数 | | |
|------|-------------------|-----|----|----|----|----|-----|---------|-------|-------|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| 申請者数 | 228 | 489 | 95 | 80 | 23 | 6 | 921 | 1,125 | 1,074 | 1,122 |

<利用状況>

| 年 齢 | 令和8年度（令和8年4月1日現在） | | | | | | |
|----------|-------------------|-----|----|-----|----|----|-----|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
| 新規利用決定者数 | 248 | 373 | 78 | 132 | 24 | 8 | 863 |
| 障害児審査件数 | 7 | 23 | 6 | 9 | 2 | 1 | 48 |

(3) 横浜保育室

児童福祉法による認可を受けていない保育施設ですが、市民の方が安心して預けられることと、利用しやすい施設であることを目指し、横浜市が独自に保育料・保育環境・保育時間等に一定の基準を設け、それらの基準を満たす施設を横浜保育室として認定し、助成しています。対象は、生後57日以上3歳未満。入所は、保護者が直接施設に申し込み、施設と直接契約となります。

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------|------|------|------|
| 施設数 | 2 | 2 | 2 |
| 定員数（人） | 72 | 72 | 72 |
| 利用者数（人）※ | 71 | 72 | 72 |

※ 利用者数には、定員外保育児童数を含む。

(4) 子ども・子育て支援新制度対象幼稚園（認定こども園（教育利用））を含む

幼稚園は、3歳児から小学校就学前の幼児が幼児期に必要なさまざまな教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことを目的とした学校教育法に基づく施設です。そのうち、子ども子育て支援新制度の対象となる幼稚園については、利用希望者に対して、給付認定決定通知書を交付しています。

<利用状況>

| | 令和8年度（令和8年4月1日現在） | | | |
|------|-------------------|-----|-----|-------|
| 施設数 | 10 | | | |
| 年 齢 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
| 利用者数 | 370 | 462 | 448 | 1,280 |

<待機児童対策>

待機児童を解消するために、必要な保育施設の整備を行うほか、お子さんの預け先に関する相談など、保育・教育コンシェルジュによるきめ細かな支援を行います。

<待機児童数及び保留児童数> ※各年度 4月1日現在

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 待機児童数 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保留児童数 (人) | 154 | 176 | 153 | 104 |

<保育・教育コンシェルジュ相談件数>

| | | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|
| 相談件数 | | 1,345 | 1,285 | 1,147 |
| アフターフォロー件数 | | 1,591 | 1,644 | 1,333 |
| 出張講座 | 回数 | 10 | 13 | 14 |
| | 人数 | 126 | 141 | 88 |

<教育・保育施設に関する運営指導・監査・立入調査>

児童の身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準の確保、安全の確保、児童の福祉と教育・保育の質の向上と維持のため、施設及び事業者に対して運営指導、助言を行います。

また、乳幼児の安全確保や福祉の向上のため、横浜保育室及び認可外保育施設に対して、立入調査を行います。施設の運営状況の実態を把握し、調査結果に基づく改善指導を通じて適正な保育内容及び保育環境の確保・向上を図ることを目的としています。

<立入監査実施件数>

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|---------|-------|--------|--------|
| 横浜保育室 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外保育施設 | 19 | 20 (7) | 19 (7) |

※1 立入調査と書面調査を実施 ()内の数字は書面調査実施数
令和5年度は全施設立入調査を実施

<保育所地域子育て支援事業>

(1) 市立保育所での子育て支援

市立保育園が主体となってイベントの開催や、育児や保育園に関する情報を提供するなど地域の子育て支援を行います。

<あつまれ！みどりっこまつり>

(単位：人)

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 参加者数 | 500 | 413 | 442 |
| 内容等 | 緑公会堂でおはなしのへや、手形スタンプコーナー等の企画を実施 | 4エリアでの開催 ミドリんたいそう、身体測定コーナー等の企画を実施 | 4エリアでの開催 ミドリんたいそう、身体測定コーナー等の企画を実施 |

<市立保育所施設開放利用者数> ※1か月平均

(単位：人)

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 鴨居保育園 | 292 | 224 | 205 |
| 長津田保育園 | 278 | 307 | 219 |
| 十日市場保育園 | 68 | 50 | 60 |

<市立保育所育児相談件数>

(単位：件)

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 鴨居保育園 | 958 | 616 | 575 |
| 長津田保育園 | 557 | 416 | 371 |
| 十日市場保育園 | 279 | 125 | 116 |

<市立保育所育児講座参加者数>

(単位：人)

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 鴨居保育園 | 439 | 292 | 277 |
| 長津田保育園 | 297 | 265 | 201 |
| 十日市場保育園 | 21 | 17 | 12 |

<市立保育所交流保育参加者数>

(単位：人)

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 鴨居保育園 | 50 | 96 | 108 |
| 長津田保育園 | 36 | 116 | 41 |
| 十日市場保育園 | 31 | 26 | 53 |

<離乳食ランチ交流事業 参加組数>

(単位：組)

| | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 鴨居保育園 | 14 | 5 | 13 |
| 長津田保育園 | 11 | 24 | 24 |
| 十日市場保育園 | 8 | 10 | 9 |

(2) 私立保育所での子育て支援

ア 子育てひろば私立常設園

【概要】専任の従事者を配置し、育児講座・交流保育を合わせて年12回以上、施設の地域開放を週3日以上、育児相談を週5日以上実施している私立の保育所です。

【実施園】小学館アカデミーなかやま保育園（平成28年3月に指定）

イ 子育てひろば私立非常設園

【概要】 育児講座・交流保育を合わせて年3回以上、施設の地域開放を年30回以上又は、育児講座・交流保育を合わせて年6回以上、施設の地域開放を年12回以上実施している私立の保育所です。

| | メニュー1 | メニュー2 |
|------|---|--|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児講座、交流保育 合わせて3回以上／年 ・ 施設の地域開放 30回以上／年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児講座、交流保育 合わせて6回以上／年 ・ 施設の地域開放 12回以上／年 |
| 実施園 | 明日葉保育園長津田園 グローバルキッズ十日市場園 スターチャイルド《鴨居ナーサリー》 太陽の子 長津田北保育園 十日市場こども園 長津田こども園 わらべうた中山保育園 やまゆり中山保育園 小山保育園 | 青砥どんぐり保育園 おひさますまいる保育園 鴨居こども園 ヴィラ十日市場こども園 スターチャイルド《中山ナーサリー》 スターチャイルド《長津田ナーサリー》 そよかぜ保育園 たけやまの森保育園 中山こども園 にじいろ保育園鴨居 にじいろ保育園中山 スターチャイルド《長津田駅前ナーサリー》 福澤保育センター 森の台保育園 |

(3) 市立保育所・私立保育所共通の子育て支援

「赤ちゃんの駅」事業

【概要】 地域の親子が気軽に利用できる授乳・調乳・おむつ替え・休憩等ができるスペースを、市立保育所等に設置しています。必要に応じて、保護者の育児不安等へも対応することにより、子育ての孤立化を防ぎます。

【実施園】 緑区内 全51か所（令和8年3月31日現在）

4 学校連携・こども担当

<放課後児童健全育成に関する事業>

小学生が放課後を楽しく安全に過ごせる居場所として、2種類の場合があります。各小学校に設置されている「放課後キッズクラブ」と、地域で運営されている「放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育）」です。

<2種類の施設の比較>

令和7年4月1日現在

| | 放課後キッズクラブ | 放課後児童クラブ(補助対象) |
|------|--|----------------------------|
| 役割 | 「遊びの場」 + 「生活の場」 | 「生活の場」 |
| 開設時間 | ① 放課後～16時（わくわく【区分1】） ② 放課後～17時（すくすく【区分2A】） ③ 放課後～19時（すくすく【区分2B】） ※すくすく【区分2】は留守家庭児童 ※土曜：8時30分～ 長期休業期間：8時00分～ | 放課後～19時 ※クラブによって時間延長有 |
| 参加料 | ① 無料 ② 月額 2,000円 ③ 月額 5,000円 | 平均保育料 18,500円/月 (おやつ代別) |
| 利用料 | 保険料：800円/年以内 おやつ代（実費程度） | |
| 運営主体 | 法人 | 運営委員会 又は 法人（営利法人を除く） |
| 施設数 | 16か所 (市内337か所) ※各小学校の施設内で実施 | 12か所 (市内228か所) |

放課後児童健全育成事業に関して、以下のような事務を行っています。

(1) 補助金の支給

放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブに対して、運営費の補助を行っています。

<運営費の補助対象施設数>

令和7年4月1日現在

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------|------|------|------|
| 放課後キッズクラブ | 16 | 16 | 16 |
| 放課後児童クラブ | 11 | 12 | 12 |

(2) 放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブに対する立入調査

補助対象事業が適切に実行されているか、交付した補助金が適正に管理・執行されているかを確認するため、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブに対する立入調査を実施しています。

<立入調査実施実績>

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------|------|------|------|
| 放課後キッズクラブ | 8 | 4 | 5 |
| 放課後児童クラブ | 4 | 5 | 6 |

<学校・家庭・地域連携事業>

青少年の健全育成等を図るため、区内の7中学校区における学校・家庭・地域連携事業実行委員会が実施している様々な青少年育成活動を支援します。

(1) 青少年の健全育成等を図る活動への支援

区内の7つの中学校区で、青少年の健全育成等を目的とした様々な活動が行われています。緑区はその活動に対し、補助金を交付しています。

※ 補助金交付額：1中学校区につき17万円を上限とする額

<令和7年度の各中学校区における主な事業>

| 中学校区名 | 主な活動内容 |
|----------|----------------------------------|
| 鴨居中学校区 | 花いっぱい運動、朝の挨拶運動、パトロールなど |
| 霧が丘中学校区 | 県防災センター見学、霧が丘盆踊り大会、沿道美化活動など |
| 田奈中学校区 | 小中交流研修会、三食朝ごはんコンクール、街の教育座談会など |
| 十日市場中学校区 | 小中研修会、夏祭りパトロール、ロードレース大会など |
| 中山中学校区 | 花いっぱい活動、地域作品展、ボランティア清掃など |
| 東鴨居中学校区 | レクリエーション大会、パトロール、市民の森クリーンアップ活動など |
| 緑が丘中学校区 | 小中部活動交流会、緑化ボランティア、盆踊り大会など |

(2) 緑区学校・家庭・地域連携事業推進協議会の開催

青少年の健全育成等を目的として実施される学校・家庭・地域連携事業を効果的に推進するため各校区の取組を共有し、活動の推進を図るための意見交換を行います。

VI 生活支援課

1 生活保護制度の実施

生活保護法に基づき保護を実施、受給者の自立を支援しています。

<生活保護制度の概要>

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。

生活保護制度には、次の4つの基本的原理があります。

ア 国家責任の原理

国の責任において「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」としています。

イ 無差別平等の原理

「すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。」とされています。

ウ 最低生活の原理

「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」とされています。

エ 補足性の原理

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することを要件とし、また「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」とされています。

(1) 保護申請・相談業務

ア 生活保護制度の相談窓口の設置

イ 保護を必要とする本人又は親族の来所による相談・申請受付

ウ 担当ケースワーカーが直接自宅や関係先を訪問し、生活の実情を調査

エ 調査結果に基づき、申請者に対して生活保護の要否を決定

オ 保護開始後、担当ケースワーカーが自宅や施設を定期的に訪問し、保護受給世帯の自立に必要な援助・指導等を実施

(2) 生活保護の動向推移

令和2年度以降、保護受給世帯数の微増傾向が続いています。令和2年度の相談件数増加は、政府が新型コロナウイルス感染症の影響で開始した各種給付金の問い合わせが、一時的に増えたことによるものです。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談数 | 2,630件 | 1,774件 | 1,948件 | 1,997件 | 1,918件 | 2,023件 |
| 保護受給世帯数 | 2,120 | 2,158 | 2,206 | 2,212 | 2,227 | 2,240 |
| 保護受給人員 | 2,976 | 2,966 | 2,990 | 2,949 | 2,971 | 2,925 |
| 保護率 | 1.63% | 1.62% | 1.64% | 1.61% | 1.63% | 1.61% |

注1) 保護率：人口100人に対する保護を受けている人員の割合。

注2) 相談数は年間の総計、他の数値は各年度3月の数値です。

(3) 保護受給世帯類型別（令和8年3月）

| | 高齢者 | 母子 | 障害者 | 傷病者 | その他 | 合計 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|--------|
| 世帯数 | 1,126 | 115 | 388 | 153 | 453 | 2,235 |
| 比率 | 50.4% | 5.1% | 17.4% | 6.8% | 20.3% | 100.0% |

注1) 保護停止中の世帯を除く

2 生活困窮者自立支援制度の実施

生活困窮者自立支援法に基づき、相談者の自立を支援しています。

<自立支援事業の概要>

ア 住居確保給付金

失職により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失する恐れのある者に対し、就職活動を支えるため、賃貸住宅の家賃相当分を有期で支給します。また、令和7年4月1日より、転居費用補助が追加されました。収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業

ジョブスポットを活用し、ハローワークと連携しながら一般就労に向けた支援を行います。

ウ 就労準備支援事業（委託：特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ協会）

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を現場実習活動などにより、計画的かつ一貫して支援します。

エ 就労訓練事業（委託：特定非営利活動法人 ユースポート横濱）

ただちに一般就労が困難と思われ、一般就労に就く前に本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要のある者に対し就労訓練の場をマッチングし訓練中もフォローします。

オ 家計改善支援事業（委託：中高年事業団やまて企業組合）

家計支援計画を策定し、「家計管理」「収納管理」「滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援」「貸付制度の活用」などを行います。

カ 一時生活支援事業（委託：（福）神奈川県匡済会）

住居喪失者に対し、衣食住を提供する事業です。その後の生活のため必要な支援も行います。横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」（中区寿町）において実施。

キ 学習支援事業（委託：株式会社 トライグループ）

生活保護世帯や生活困窮状態など、支援を必要とする家庭に育つ中学生等を対象に、学習支援を行います。

(1) 相談・申込み件数

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減少を理由に住居確保給付金の相談・申込が増加し、新規相談件数は1,314件、支援申込者数は646人に達しましたが、令和4年度以降は支援申込者数がコロナ禍以前の数字に戻っています。現在の相談内容としては、就労支援や家計にかかる相談が多く、家計改善支援事業の実施するものについては、必要に応じて保険年金課や税務課と連携し、保険料や税金の滞納解消の支援、家計再建に向けた支援等を行っています。また、ひきこもりに関する相談なども増えており、庁内外の機関と連携しながら支援を進めています。

| | 延べ相談件数 | 新規相談件数 | 支援申込者数 | 支援終了者数 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 4年度 | 1,152件 | 590人 | 185人 | 177人 |
| 5年度 | 614件 | 484件 | 159人 | 133人 |
| 6年度 | 632件 | 506件 | 170人 | 112人 |
| 7年度 | 545件 | 470件 | 219人 | 181人 |

(2) 区レベル及び個別支援セーフティネット会議

平成30年10月の法改正に伴い、「関係機関間の情報共有を行う会議体の設置」が法定化されました。生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行います。

○令和7年度区レベルセーフティネット会議

※関係機関間で社会資源の情報共有・支援策の検討・連携を行います。

| | 日程 | テーマ | 参加者数 |
|------------|--------|----------------------------------|------|
| 第1回 | 7月10日 | 戦わないコミュニケーション ～他人の言動に振り回されない～ | 68名 |
| 第2回 | 11月28日 | 「家計の見える化！ ～今さら聞けないお金に関すること～」 | 50名 |
| 合計参加者数（延べ） | | | 118名 |

○令和7年度個別支援セーフティネット会議：開催数 71回 参加者数 延べ 106人

※生活にお困りの方の個別の事案等について、関係機関間で支援策の検討・調整を行います。

(3) 地域ネットワーク構築支援事業

「お互いに支え合える地域づくり」に向けて、平成30年度に緑区と栄区でモデル実施し、令和元年度から18区で実施しました。地域の中で、生活困窮者を早期に把握するための「気づきのネットワーク」づくりや、自立した生活を支えるための「支援のネットワーク」づくりを身近な地域の関係機関等と協働して実施する事業です。

令和7年度は、地域ケアプラザ及び緑区社会福祉協議会と連携を図りながら、生活困窮に関連する講座等を実施しました。

<主な取組内容>

○講座の開催

| 年度 | 施設名 | 主な取組内容 |
|-------|-------------------------|--|
| 令和5年度 | 東本郷地域ケアプラザ 山下地域ケアプラザ | ・高齢者向けの家計講座の開催（市民向け） ・小学生向けの家計講座の開催（市民向け） |
| 令和6年度 | 山下地域ケアプラザ 中山みどり園 | ・小学生向けの家計講座の開催（市民向け） ・ひきこもり勉強会の開催（支援者向け） |
| 令和7年度 | 鴨居地域ケアプラザ 緑区社会福祉協議会 | ・民生児童委員向け制度説明会（支援者向け） ・「子どもの居場所マップ」作成（市民向け） |

○普及啓発活動の実施

庁外での普及啓発活動として、ジョブスポット緑との共催で求職者向けの就労支援セミナーを計2回実施し、家計改善支援について紹介を行いました。

関係機関へは、介護保険のケアマネジャーや青葉水道事務所、横浜市教育委員会事務局北部方面事務所のスクールソーシャルワーカー等に生活困窮制度の説明・意見交換を行いました。

(4) 寄り添い型学習支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮状況にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ中学生や高校生等に対して学習支援を実施し、将来の進路選択の幅を広げるとともに、貧困の世代間連鎖を防止し、自立した生活を送れるようにします。

ア 実施状況（令和7年度末時点）

対象人数 中学生：36名 高校生：26名

実施回数 163回（令和7年度実績）

イ 委託事業者

株式会社 トライグループ（令和4年度～）

ウ 中学校卒業生の進路（令和7年度）

| | | 全日・公立 | 全日・私立 | 定時・公立 | 通信・公立 | 通信・私立 | 合 計 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 内 訳 | 生活保護受給世帯 | 7人 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 9人 |
| | 生活困窮世帯 | 5人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 5人 |
| 合 計 | | 12人 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 14人 |

<ジョブスポット緑>

区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談と就職支援を一体的に実施するために設置された就職支援のための窓口。緑区役所1階に設置しています。

① 対象者

生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親家庭の人

② 業務内容

福祉保健センターから支援を要請された対象者に対して、ハローワークの職員であるナビゲーターが、ハローワークの求人情報を活用した職業紹介等の就職支援を行います。

③ 支援の実績（令和7年4月～令和8年3月）

| | 新規支援対象者数 | 就職者数 |
|----------|----------|------|
| 生活保護受給者 | 115人 | 66人 |
| 生活困窮者 | 177人 | 120人 |
| ひとり親家庭の人 | 11人 | 2人 |
| 合計 | 303人 | 188人 |

3 戦没者遺族援護の実施

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、特別弔慰金に係る国債の請求受付及び交付事務を行っています。

第12回の請求受付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、国債の額面は27万5千円（年額5.5万円の5年償還、記名国債）です。

令和7年度の請求件数は236件、交付件数は31件でした。

Ⅶ 保険年金課

1 国民年金係

<国民年金>

国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の全ての方が加入するもので、要件を満たせば、老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができます。

(1) 国民年金諸届受理事務

国民年金（第 1 号・任意）に加入する場合又は海外転居などで国民年金を脱退する場合等の届出窓口です。

(2) 国民年金保険料の免除事務

所得が少なく保険料を納付することが困難な場合は、保険料を免除する制度があります。また、学生のためには、学生納付特例制度があります。以上の申請の手続窓口となります。

(3) 国民年金受給の手続事務

次のような場合の窓口となります。

- ① 老齢基礎年金：国民年金の加入期間が第 1 号・任意加入の被保険者のみの場合
- ② 障害基礎年金：初診日が第 1 号・任意加入の被保険者期間にある場合
又は 20 歳前に障害のある方
- ③ 遺族基礎年金：第 1 号・任意加入の被保険者期間に死亡した場合
- ④ 寡婦年金、死亡一時金の請求

(4) 老齢福祉年金の諸届受理事務

受給者の転居、死亡などの異動があった場合の届出窓口です。

【参考】

<被保険者種別推移>

| | R7 年 3 月 31 日現在 | R8 年 3 月 31 日現在 |
|------------|-----------------|-----------------|
| 第 1 号被保険者 | 18,935 人 | 18,727 人 |
| 第 1 号任意加入者 | 416 人 | 426 人 |
| 第 3 号被保険者 | 12,195 人 | 11,475 人 |

※ 20 歳以上 60 歳未満の全国民が加入する国民年金のうち、自営業者、農業従事者とその家族、学生の方などを第 1 号被保険者、民間企業従事者と公務員を第 2 号被保険者、第 2 号被保険者に扶養されている配偶者を第 3 号被保険者としています。

<窓口相談件数>

| | R6 年度 | R7 年度 |
|--------|---------|---------|
| 窓口来庁者数 | 8,761 人 | 8,676 人 |

2 保険係

<国民健康保険>

国民健康保険は、地域単位でつくられていて、各市町村と都道府県が共同で運営しています。横浜市内に住所がある方で、後期高齢者医療制度に該当されている方、職場の健康保険に加入している方とその扶養家族及び生活保護を受けている方などを除いて、全ての方が国民健康保険に加入するよう法律で定められています。

<緑区加入状況>

| | R7年3月31日現在 | R8年3月31日現在 |
|-------------|------------|------------|
| 国民健康保険被保険者数 | 26,234人 | 25,620人 |
| 国民健康保険加入率 | 14.5% | 14.1% |
| 国民健康保険加入世帯数 | 18,637世帯 | 18,340世帯 |
| 国民健康保険世帯加入率 | 21.5% | 21.0% |

(1) 事業内容

ア 国民健康保険の加入手続き等

加入者の資格管理を行い、マイナ保険証の利用登録の有無により、「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」をお渡しします。被保険者は、病院・診療所の窓口でマイナ保険証又は資格確認書を提示すれば、一部負担金を支払うだけで診療が受けられます。

イ 入院時食事療養費の給付

入院中の食事にかかる費用のうち、標準負担額（1食あたり510円(R8.6.1変更)）を自己負担すれば、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

なお、市民税非課税世帯等には、申請に基づき減額認定証を交付します。

ウ 療養費の支給

緊急その他やむを得ない理由により保険証を持参せず受診したり、治療用装具（コルセットなど）を装着したり、柔道整復師等の施術を受けて、いったん医療費を全額支払った場合、審査を経て、保険適用分の7割又は8割相当額を払い戻します。

エ 移送費の支給

重病の方が緊急に入院・転院する時に歩行ができず、寝台車などを使用したときに、審査で必要であると認められた場合、移送に要した費用を支給します。

ただし、通院に使用した場合は対象になりません。

オ 高額療養費の支給

保険適用の医療費の自己負担が高額になったとき、申請をして認められると、限度額を超えた分が高額療養費として、後から支給されます（令和8年8月より上限額変更、年間上限額新設）。

カ 出産育児一時金、障害児育児手当金、葬祭費の支給

被保険者が出産したとき申請すると支給される出産育児一時金、生まれて2年以内の乳児に先天性の障害又は異常が発現したとき申請すると、程度に応じて支給される障害児育児手当金、被保険者が死亡したときの葬祭費の支給があります。

キ 70歳以上の方の療養の給付

70歳の誕生日の翌月から（誕生日が1日の方は当月から）世帯の所得状況に応じて、医療機関の窓口での負担割合が2割又は3割となります。

横浜市国民健康保険に加入している方には、70歳の誕生日の月の下旬（1日生まれの方は誕生日の前月下旬）に「被保険者証兼高齢受給者証」をお送りしています。

ク 国民健康保険料の納付相談

災害、失業、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免が受けられることがあります。

ケ 財産調査、滞納処分

滞納保険料の債権を確保するために法律に基づいて財産（預貯金、給与、生命保険、不動産、年金等）の調査を行い、滞納処分として差押え、取立て、売却をすることがあります。

<後期高齢者医療保険>

75歳以上の方、又は65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療保険の被保険者となります。

| | R7年3月31日現在 | R8年3月31日現在 |
|---------|------------|------------|
| 緑区被保険者数 | 25,698人 | 26,352人 |

<医療福祉事業>

(1) 重度障害者医療費助成事業

市内に住所を有する健康保険加入者で、次のいずれかに該当する方が対象となります。対象の方に医療証を交付します。

- ① 身体障害者手帳1級、2級を有する方
- ② 愛の手帳A1、A2を有する方
- ③ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ愛の手帳B1を有する方
- ④ 精神障害者手帳1級を有する方（平成25年10月から）

保険診療の一部負担金が助成となります。（④の方は入院費を除く。）

| | R7年3月31日現在 | R8年3月31日現在 |
|--------|------------|------------|
| 緑区受給者数 | 2,756人 | 2,746人 |

(2) ひとり親家庭等医療費助成事業

市内に住所を有する健康保険加入者で、ひとり親家庭の父母等と、扶養されている児童（18歳になった日以降最初の3月31日まで）を対象に保険診療の一部負担金を助成する制度です。対象の方に医療証を交付します。

なお、1年ごとに世帯の所得を勘案し、一定の所得の範囲内の方がこの制度の対象者となります。

| | R7年3月31日現在 | R8年3月31日現在 |
|--------|------------|------------|
| 緑区受給者数 | 1,724人 | 1,707人 |

(3) 小児医療費助成事業

健康保険に加入していて、市内に居住する0歳から18歳年度末まで（※）（令和8年6月1日より拡大）までの児童を対象に保険診療の一部負担金（以下「一部負担金」という。）を助成する制度です。

小児医療費助成の所得制限が令和5年8月診療分から撤廃になりました。

※18歳年度末：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

ア 0歳児

保護者の所得制限はありません。医療機関の診察において、外来、入院ともに一部負担金分の窓口負担は不要です。

健康保険に加入しているお子様に医療証を交付します。

| | R7年3月31日現在 | R8年3月31日現在 |
|--------|------------|------------|
| 緑区受給者数 | 1,058人 | 1,008人 |

イ 1歳～18歳年度末（令和8年6月1日より拡大）

アと同じ。

| | R7年3月31日現在 | R8年3月31日現在 | R8年6月1日現在 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 緑区受給者数 | 20,883人 | 20,813人 | 23,417人 |

[* なお、(1)～(3)について神奈川県外の医療機関で受診された場合は、窓口でいったん一部負担金を支払った後、区に申請することにより払戻しをします。]

<介護保険>

介護保険の資格管理、介護保険証の交付、介護保険料の納付の相談、介護保険利用料の負担軽減などを行っています。

(1) 高額介護サービス費の支給

在宅サービス（福祉用具購入費、住宅改修費を除く）及び施設サービス（食事代の標準負担額を除く）の1か月分の利用料が一定額以上となる場合、超えた分を高額介護サービス費として払戻しをします。

(2) 介護サービス自己負担助成

市民税非課税世帯に属する方等で、一定の収入及び資産基準を満たす方に介護保険サービスの利用者負担の一部を助成します。

(3) 特定福祉用具購入費、住宅改修費などの支給

入浴又は排泄用の福祉用具の購入、あるいはお風呂場や廊下に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行った場合に、費用の一部を助成します。

<その他>

(1) 健康保険証とマイナンバーカードの一体化について（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されました。

マイナ保険証の登録がない方には「資格確認書」を交付し、これまで通り保険診療が適切に受けられます。

※「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診することができます。「資格情報のお知らせ」だけで医療機関を受診することはできません。

(2) 令和8年度の国保・後期の保険料から「子ども・子育て支援金分」が加わります

全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て支援の施策の拡充に充てるもので、「子どもや子育て世帯を社会全体で支える」ための制度です。

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など「子ども・子育て支援拡充」が既に始まっています。これらの給付の拡充に「子ども・子育て支援金」が充てられます。

令和7年度 緑福祉保健センター事業概要

2026[令和8]年7月発行

編集・発行

横浜市緑区役所 福祉保健課 事業企画担当

〒226-0013 横浜市緑区寺山町 118

TEL 045-930-2304 / FAX 045-930-2355

緑福祉保健センター事業概要

令和7年度

横浜市緑区役所